



— 2014 —

ディスクロージャー

 石動信用金庫

ごあいさつ

皆様には、平素より石動信用金庫をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

本年も当金庫の経営内容をご理解いただくために、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営方針や財務内容をはじめ、業務内容等について、わかりやすくご案内させていただきますので、ご高覧くだされば幸いに存じます。

さて平成25年度の我が国経済は、デフレからの脱却と経済再生を目指す3本の矢「大胆な金融政策・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略」を柱とする施策、いわゆるアベノミクスの推進により、円安・株高の進行、顕著な個人消費、官公需の増加などから大企業を中心に業況の改善が強まり、低迷が続いていた日本経済に明るい兆しがみられるようになりました。

一方、地域経済は、従来から少子・高齢化、空洞化に伴う中小企業数の減少といった構造的な問題を抱えており、これに円安による原材料高の影響も加わり、未だ景気回復の実感を得るには至っていない状況で推移をしました。

金融面では、日本銀行が「量的・質的金融緩和」を導入し、長期国債を中心とする資産買入れ額を大幅に拡大し、さらには、「貸出金増加や成長基盤強化を支援するための資金供給」を拡大するなど、相次ぐ強力な金融緩和策により、市中金利は超低金利で推移をしました。また、金融庁は、金融機関が適切なリスク管理の下で、適切な金融仲介機能を発揮することで、デフレからの脱却と企業・経済の持続的な成長につなげ、これによって金融機関の経営の健全性も持続的に維持される、という好循環を実現するため、検査基本方針に替え、金融モニタリング基本方針を公表しました。

このような情勢の中、当金庫は地域密着型金融の一層の推進を図り、中小企業金融の円滑化と経営改善支援・再生支援、さらには「経営革新等支援機関」の認定を受けるとともに、「とやま中小企業チャレンジファンド」、「とやま中小企業再生支援ファンド」、「しんきん『とやま』ビジネス応援プラットフォーム」に参画し、お取引先のニーズにお応えすることといたしました。また、富山県と県内7信用金庫及び信金中央金庫とで「観光・産業振興に関する協定」を締結し、観光・産業振興を図ることといたしました。

迎えます平成26年度は、消費税率の引き上げに伴う消費の落ち込みや収益の悪化等も懸念され、先行きの不透明感は根強い中、成長戦略や景気冷え込みを回避する経済政策等によって地域にも景気回復の動きが波及してくるかどうか、アベノミクスの真価が問われる年となります。

このような状況を踏まえまして、当金庫は地域密着型金融の本質をしっかりと捉えて、中小企業への円滑な資金供給に努めるとともに、事業再生や経営改善に向けたコンサルティング機能の発揮、起業・事業承継支援、販路拡大支援など、様々な局面にあわせた支援に努めてまいります。

また、当金庫は、平成26年11月27日に創立100周年の節目を迎えます。永年ご愛顧お引立てをいただきました会員並びに地域の皆様方に謹んで感謝を申し上げますとともに、地域の中小企業の健全な発展と、地域住民の豊かな生活実現のため、会員組織の地域金融機関としての公共的使命に徹し、新たな環境に適した業務運営に努め、役職員一致協力して強固な経営基盤の確立と健全経営に努め、皆様方のご期待にお応えする所存でございます。

平成26年 7月

石動信用金庫

理事長 西野 茂

目 次

〔事業の概況・金庫の概況及び組織に関する事項〕

事業の概況	1
経営方針	1
事業の組織	2
理事・監事の氏名及び役職名	2
事務所の名称及び所在地	3
営業地域一覧	3
自動機器設置状況	3
会員数	3

〔金庫の主要な事業の内容〕

金庫の主要な事業の内容	4
-------------	---

〔金庫の主要な事業に関する事項〕

最近5年間の主要な経営指標の推移	5
資金運用収支、役員取引等収支、その他業務収支及び業務粗利益、業務粗利益率	5
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高並びに利息、利回り、資金利鞘	6
受取・支払利息の増減	6
総資産経常利益率及び総資産当期純利益率	7
流動性預金及び定期性預金等の平均残高	7
固定金利定期預金、変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金残高	7
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	7
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	8
担保の種類別の貸出金及び債務保証見返の残高	8
用途別の貸出金残高	8
業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	9
預貸率の期末値及び期中平均値	9
信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）	10
商品有価証券の種類別平均残高	10
有価証券の種類別残高・平均残高	10
有価証券の時価情報	11
有価証券の残存期間別残高	12
預証率の期末値及び期中平均値	12
金銭の信託の時価情報	12

〔金庫の事業の運営に関する事項〕

リスク管理の体制	13~16
内部管理基本方針	17
法令遵守の体制	17
金融ADR制度への対応	17
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	18~19
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組の状況	20

〔金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〕

貸借対照表	21~27
損益計算書	28
剰余金処分計算書	29
財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認	29
監査報告書	30
リスク管理債権	31~32
自己資本の充実状況	33~41
報酬体系について	42
ペイオフと当金庫の現状	43

〔その他〕

手数料一覧	44~46
当金庫の沿革・歩み	47~49
業務の案内	50~52
当金庫の地域貢献	53~55
ご利用者の満足度の向上にかかるアンケート調査結果	56
総代会制度	57~58
この1年の主なできごと	59

本書に記載の金額等の単位未満は、全て切り捨てて表示してあります。

〔事業の概況・金庫の概況及び組織に関する事項〕

事業の概況

預金は期中1,198百万円増加し、期末残高は49,222百万円となりました。一方、貸出金は期中344百万円増加し、期末残高は18,528百万円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は828百万円を計上、前期比31百万円の減収となりました。減収の主な要因は、利回り低下による貸出金利息の減収や有価証券売却益・償還益の減収などによるものです。一方、経常費用は666百万円を計上、前期比140百万円の費用減となりました。費用減の主な要因は、有価証券の売却損・償却が前期に比べ大幅に減少したことによるものです。

その結果、税引後の当期純利益は138百万円となりました。

また、金融機関の健全性と安定性を示す自己資本比率につきましては、16.13%となり国内基準の4%を大きく上回っております。

従いまして、当金庫の経営状態の健全性・安定性は十分に確保されており、会員の皆様方には安心してお取引いただけるものとなっております。

経営方針

◎ 基本方針

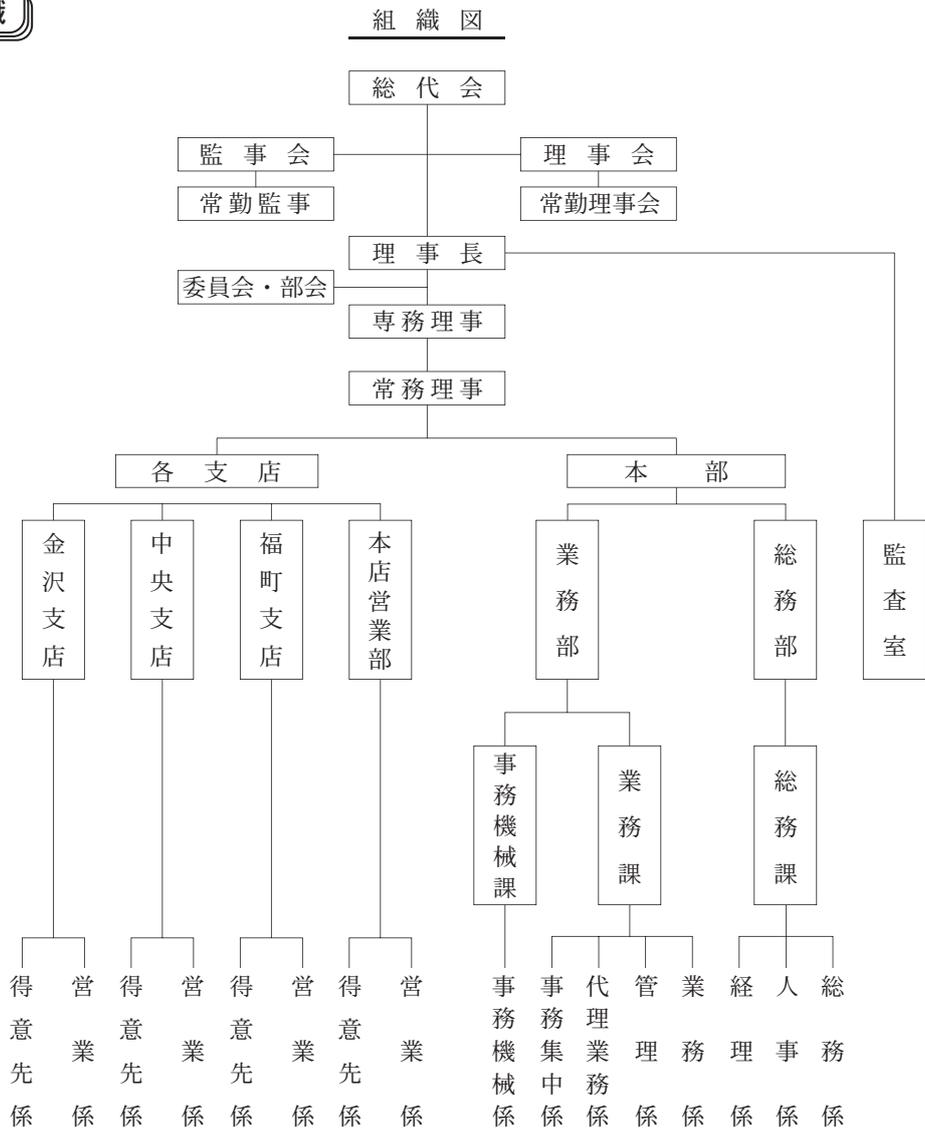
- (1) 金融機関の公共性に鑑み、健全経営を堅持する。
- (2) 地域社会の繁栄と、お客様の利益及び満足の為に心から奉仕する。
- (3) 誠実と努力に報いるため、すべての職員に対して幸福に豊かな生活を享受せしめることに努める。

◎ 経営方針

- (1) 中小企業の再生、地域経済の活性化の積極的な支援
- (2) 環境変化に対応する経営管理態勢の構築、競争力の強化
- (3) 地域を支える「信用金庫人」の育成

以上の方針を着実に進めることにより、地域の皆様から一層信頼される信用金庫になることを目指します。

事業の組織



理事・監事の氏名及び役職名

(平成26年7月1日現在)

◎ 常勤役員

理事長(代表理事)	西野 茂	
常務理事(代表理事)	金子 準一郎	業務部長委嘱
常勤理事	前田 幸雄	総務部長委嘱
常勤理事	広岡 隆	本店営業部長委嘱
常勤監事	石尾 博信	

◎ 非常勤役員

理事	櫻井 泉
理事	市森 武
理事	福島 敏正
理事	笹川 武
監事	岡本 欣治
監事(員外)	宮田 吉弘

事務所の名称及び所在地

(平成26年3月末現在)

店舗名	住所	電話番号
本部	小矢部市石動町13番13号	0766-67-1022
本店営業部	小矢部市石動町13番13号	0766-67-1020
福町支店	小矢部市西福町9番7号	0766-67-0521
中央支店	小矢部市中央町4番25号	0766-67-3111
金沢支店	金沢市浅野本町1丁目15番25号	076-251-2135

営業地域一覧

(平成26年3月末現在)

富山県			石川県		
市郡名	町村名	備考	市郡名	町村名	備考
小矢部市			金沢市		
礪波市		旧庄川町除く	河北郡	津幡町	
高岡市		旧中田町除く	"	内灘町	
			野々市市		
			白山市	旧美川町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村を除く	

自動機器設置状況

(平成26年6月末現在)

店舗名	店舗内	店舗外	設置年月	備考
	ATM	ATM		
本店営業部	2台		昭和58年07月	H23/3新機種 H25/6新機種
"		1台	昭和61年04月	H23/3小矢部市役所内
"		1台	平成04年09月	ピアゴ小矢部店内H25/6新機種
"		1台	平成10年12月	H20/11小矢部SCラミー
福町支店	1台		昭和59年03月	H20/11新機種
中央支店	1台		昭和58年11月	H20/11新機種
金沢支店	1台		昭和59年11月	H20/11新機種
合計	8台			

* ATM …… 現金自動預入支払機

会員数

区分	平成24年度	平成25年度
個人	3,801名	3,747名
法人	320名	329名
合計	4,121名	4,076名

※出資一口の金額 50円

※会員の出資の最低限度額 5,000円

〔金庫の主要な事業の内容〕

金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構
日本銀行
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人労働者健康福祉機構
一般社団法人しんきん保証基金
一般社団法人全国石油協会
公益社団法人全国市街地再開発協会
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
イ 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。（14）において同じ。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (14) デリバティブ取引（信用金庫法施行規則で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことが出来る業務
 - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
 - (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込みの受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
 - (3) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

〔金庫の主要な事業に関する事項〕

最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

科 目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
経常収益	1,137,616	1,045,357	873,117	859,751	828,057
経常利益	63,414	33,361	△330,596	52,086	161,298
当期純利益	61,602	31,396	△338,173	51,903	138,605
出資総額	153,612	153,757	153,927	154,214	154,274
出資総口数	3,072千口	3,075千口	3,078千口	3,084千口	3,085千口
純資産額	4,534,357	4,587,418	4,242,904	4,803,274	5,063,616
総資産額	52,173,352	52,649,265	52,417,511	53,272,111	54,799,232
預金積金残高	47,021,833	47,502,457	47,723,293	48,023,794	49,222,728
貸出金残高	18,640,792	17,956,255	18,162,441	18,183,672	18,528,334
有価証券残高	21,695,502	19,926,018	22,006,239	23,770,430	24,957,083
単体自己資本比率	17.44%	17.94%	16.05%	15.87%	16.13%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	2.0円	2.0円	2.0円	2.0円	2.0円
役員数	11人	11人	12人	12人	10人
うち常勤役員数	5人	5人	6人	6人	5人
職員数	51人	52人	51人	51人	52人
会員数	4,274人	4,221人	4,188人	4,121人	4,076人

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づく金融庁告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支及び業務粗利益、業務粗利益率

(単位：千円)

科 目	平成24年度	平成25年度
資金運用収支	702,115	712,627
資金運用収益	756,536	758,747
資金調達費用	54,421	46,119
役務取引等収支	5,772	4,922
役務取引等収益	34,417	33,971
役務取引等費用	28,644	29,048
その他の業務収支	△104,403	△51,423
その他業務収益	38,940	16,208
その他業務費用	143,343	67,632
業務粗利益	603,484	666,126
業務粗利益率	1.14%	1.23%

(注) 1. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(平成24年度110千円、平成25年度68千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高並びに利息、利回り、資金利鞘

資金運用収支の内訳

(単位：平均残高百万円、利息千円)

科 目	年 度	平 均 残 高	利 息	利 回 り	
資 金 運 用 勘 定	平成24年度	52,759	756,536	1.43%	
	平成25年度	53,908	758,747	1.40%	
	うち貸出金	平成24年度	17,649	364,438	2.06%
		平成25年度	17,729	355,074	2.00%
	うち金融機関貸付等	平成24年度	475	6,288	1.32%
		平成25年度	504	5,345	1.06%
	うち預け金	平成24年度	11,761	52,807	0.44%
平成25年度		11,492	56,200	0.48%	
うち有価証券	平成24年度	23,186	335,237	1.44%	
	平成25年度	24,524	342,609	1.39%	
資 金 調 達 勘 定	平成24年度	47,765	54,531	0.11%	
	平成25年度	48,814	46,188	0.09%	
	うち預金積金	平成24年度	47,823	54,324	0.11%
		平成25年度	48,824	45,726	0.09%
	うち借入金	平成24年度	-	-	-
平成25年度		0	0	0.19%	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成24年度27百万円、平成25年度37百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成24年度100百万円、平成25年度75百万円）及び利息（平成24年度935千円、平成25年度587千円）を、それぞれ控除して表示しております。

利 鞘

(単位：%)

科 目	平 成 2 4 年 度	平 成 2 5 年 度
資 金 運 用 利 回	1.43	1.40
資 金 調 達 原 価 率	1.09	1.10
総 資 金 利 鞘	0.34	0.30

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

科 目	平 成 2 4 年 度			平 成 2 5 年 度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	△686	△31,698	△32,384	60,219	△58,009	2,210
うち貸出金	3,460	△22,737	△19,277	1,726	△11,089	△9,363
うち金融機関貸付等	796	△449	347	423	△1,365	△942
うち預け金	△5,921	1,261	△4,660	△1,140	4,532	3,392
うち有価証券	23,215	△31,659	△8,444	18,506	△11,135	7,371
支 払 利 息	396	△18,912	△18,516	1,146	△9,489	△8,343
うち預金積金	391	△18,915	△18,524	1,119	△9,717	△8,598
うち借入金	-	-	-	0	0	0

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、按分しております。

総資産経常利益率及び総資産当期純利益率

項目	平成 24 年度	平成 25 年度
総資産経常利益率	0.09%	0.29%
総資産当期純利益率	0.09%	0.25%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

流動性預金及び定期性預金等の平均残高

(単位:百万円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
流動性預金	10,786	11,453
うち有利利息預金	9,385	10,087
定期性預金	37,037	37,370
うち固定金利定期預金	27,081	26,036
うち変動金利定期預金	9,956	11,334
その他の	-	-
合計	47,823	48,824

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金＋別段預金＋納税準備預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

固定金利定期預金、変動金利定期預金、その他の区分ごとの定期預金残高

(単位:百万円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
定期預金	34,013	34,451
固定金利定期預金	23,127	22,605
変動金利定期預金	10,886	11,846
その他の	-	-

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位:百万円)

科目	平成 24 年度	平成 25 年度
割引手形	375	365
手形貸付	3,892	3,953
証書貸付	13,101	13,129
当座貸越	279	282
合計	17,649	17,729

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位:百万円)

科 目		平成 24 年 度	平成 25 年 度
貸	出 金	18,183	18,528
	うち 固定金利	13,130	13,749
	うち 変動金利	5,053	4,779

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

担保の種類別の貸出金及び債務保証見返の残高

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成 24 年 度	平成 25 年 度
当 金 庫 預 金 積 金	275	262
有 価 証 券	151	130
動 産	-	-
不 動 産	6,525	7,087
そ の 他	0	0
計	6,953	7,480
信用保証協会・信用保険	2,740	2,656
保 証	5,792	5,280
信 用	2,697	3,110
合 計	18,183	18,528

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

区 分	平成 24 年 度	平成 25 年 度
当 金 庫 預 金 積 金	-	-
有 価 証 券	-	-
動 産	-	-
不 動 産	-	-
そ の 他	-	-
計	-	-
信用保証協会・信用保険	0	0
保 証	22	10
信 用	-	-
合 計	23	10

用途別の貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成 24 年 度		平成 25 年 度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	7,544	41.49%	8,089	43.66%
運 転 資 金	10,639	58.51%	10,438	56.34%
合 計	18,183	100.00%	18,528	100.00%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位:百万円、%)

業 種 別	平成 24 年 度			平成 25 年 度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	52	1,577	8.67	57	1,507	8.13
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	64	1,380	7.58	64	1,521	8.20
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1	14	0.07	1	14	0.07
運 輸 業、郵 便 業	5	356	1.95	5	335	1.80
卸 売 業、小 売 業	60	1,877	10.32	61	1,652	8.91
金 融 業、保 険 業	2	500	2.74	2	690	3.72
不 動 産 業	35	3,753	20.64	42	3,760	20.29
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	2	11	0.06	1	4	0.02
宿 泊 業	4	110	0.60	4	107	0.57
飲 食 業	19	121	0.66	14	119	0.64
生活関連サービス業、娯楽業	13	161	0.88	12	162	0.87
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	15	705	3.87	15	913	4.92
その他のサービス	27	670	3.68	26	633	3.41
小 計	299	11,243	61.83	304	11,424	61.65
国・地方公共団体	2	1,007	5.53	2	901	4.86
個人(住宅、消費、納税資金等)	1,250	5,933	32.62	1,214	6,202	33.47
合 計	1,551	18,183	100.00	1,520	18,528	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位:百万円)

項 目	平成 24 年 度	平成 25 年 度
貸 出 金 (A)	18,183	18,528
預 金 (B)	48,023	49,222
預 貸 率	(A/B)	37.86%
	期中平均	36.90%
		37.64%
		36.31%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

(デリバティブ取引等)

該当ありません。

商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

有価証券の種類別残高・平均残高

(単位:百万円)

区 分		平成 24 年 度		平成 25 年 度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	753	774	652	687
	合 計	753	774	652	687
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	921	847	1,789	1,439
	合 計	921	847	1,789	1,439
政府保証債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	230	208	252	229
	合 計	230	208	252	229
公社公団債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	1,426	974	1,701	1,573
	合 計	1,426	974	1,701	1,573
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	300	398	400	350
	合 計	300	398	400	350
事 業 債	満期保有目的	—	73	—	—
	その他の目的	16,575	16,059	16,483	16,339
	合 計	16,575	16,133	16,483	16,339
株 式	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	200	216	201	181
	合 計	200	216	201	181
その他の証券 (外国証券)	満期保有目的	100	236	300	118
	その他の目的	3,018	3,091	3,003	3,359
	合 計	3,118	3,328	3,303	3,478
その他の証券 (そ の 他)	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	243	303	170	243
	合 計	243	303	170	243
合 計	満期保有目的	100	310	300	118
	その他の目的	23,670	22,875	24,657	24,405
	合 計	23,770	23,186	24,957	24,524

有価証券の時価情報

(1) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	区 分	平 成 24 年 度			平 成 25 年 度		
		貸借対照 表計上額	時 価	差 額	貸借対照 表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	その他の証券 (外国証券)	100	89	△10	300	265	△34
	小 計	100	89	△10	300	265	△34
合 計		100	89	△10	300	265	△34

(注) 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

(2) その他有価証券

(単位:百万円)

	区 分	平 成 24 年 度			平 成 25 年 度		
		貸借対照 表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額	貸借対照 表計上額	取得原価 (償却原価)	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株 式	109	84	24	198	173	24
	債 券	18,411	18,042	369	19,844	19,442	402
	国 債	753	705	47	652	605	47
	地 方 債	921	885	35	1,395	1,360	35
	社 債	16,736	16,450	286	17,796	17,476	319
	その他の証券 (外国証券)	1,022	1,002	19	1,219	1,203	15
	その他の証券 (その他)	77	40	37	54	30	23
	小 計	19,620	19,170	450	21,316	20,850	466
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株 式	90	101	△11	2	2	－
	債 券	1,796	1,835	△38	1,436	1,454	△17
	国 債	－	－	－	－	－	－
	地 方 債	－	－	－	394	395	△0
	社 債	1,796	1,835	△38	1,042	1,059	△16
	その他の証券 (外国証券)	1,996	2,200	△203	1,784	1,900	△115
	その他の証券 (その他)	165	205	△39	116	120	△3
	小 計	4,049	4,343	△293	3,340	3,476	△136
合 計		23,670	23,513	157	24,657	24,327	329

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他の証券(その他)」は、投資信託、信金中金優先出資です。

有価証券の残存期間別残高

平成24年度

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	-	6	-	-	102	644	-	753
地 方 債	-	-	-	100	412	408	-	921
社 債	2,348	3,284	4,182	3,358	4,529	829	-	18,533
株 式	-	-	-	-	-	-	200	200
その他の証券 (外国証券)	100	305	713	-	195	1,803	-	3,118
その他の証券 (その他)	-	-	-	-	-	-	243	243
計	2,448	3,595	4,896	3,459	5,240	3,686	443	23,770

平成25年度

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	6	-	-	-	-	646	-	652
地 方 債	-	-	-	304	1,092	392	-	1,789
社 債	1,552	4,169	3,729	5,454	2,999	931	-	18,837
株 式	-	-	-	-	-	-	201	201
その他の証券 (外国証券)	100	612	104	-	199	2,286	-	3,303
その他の証券 (その他)	-	-	-	-	-	-	170	170
計	1,658	4,782	3,834	5,759	4,291	4,257	371	24,957

預証率の期末値及び期中平均値

(単位:百万円)

項 目	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
有 価 証 券 (A)	23,770	24,957
預 金 (B)	48,023	49,222
預 証 率	(A/B)	49.49%
	期中平均	48.48%
		50.70%
		50.22%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

金銭の信託の時価情報

運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

平 成 24 年 度			平 成 25 年 度		
取 得 原 価	貸借対 照表計 上 額	当期の損益に含まれた 評価差額	取 得 原 価	貸借対 照表計 上 額	当期の損益に含まれた 評価差額
100	100	-	100	100	-

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

〔金庫の事業の運営に関する事項〕

リスク管理の体制

金融の自由化、国際化、証券化の進展にともない、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスクなど金融機関を取り巻く各種リスクがますます増大しています。こうした状況下、今後とも継続して地域貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の基本方針と各種リスクの管理方針を以下のとおり制定してリスクの管理体制の強化に努めています。

また、金融庁検査・日銀考査の実施も定期的に行われています。

リスク管理の基本方針

1 リスク管理の基本的考え方

金融の自由化・国際化の進展等、経営におけるリスク管理の重要性が高まっている。こうした中で全ての役職員は、リスク管理の重要性を認識して、その業務の執行に当たらなければならない。そのため、本基本方針のほかリスク管理に係る諸方針及び諸規定等を遵守し、リスク管理体制の整備に取り組むものとする。

2 有効なリスク管理体制の構築

当金庫は、保有する全てのリスクについて、それぞれの特性に応じ機動的・効果的に管理し得る体制を構築する。

(1) 総合リスクの管理

当金庫の各業務において発生するリスクに対し、当金庫の意思決定に必要な情報は「常勤理事会」で集約・検討し、経営に関わる重要事項については、「常勤理事会」での検討結果を基に「理事会」において審議・決定する。

(2) 部門別リスクの管理

コントロールすべきリスク毎に統括部署及び責任部署を次のとおり定める。

	統括部署	責任部署
信用リスク	業務部	各営業店・業務部
市場リスク	総務部	総務部・業務部
流動性リスク	総務部	総務部・業務部・各営業店
事務リスク	業務部	各部店・業務部
システムリスク	業務部	業務部

3 リスク管理状況の監査・検証

監査室は、本基本方針に基づいたリスク管理が有効に機能しているかを監査しリスク管理体制及び管理手法の有効性について検証する。

信用リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、信用リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 信用リスクの定義

この管理方針において、信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して当金庫が損害を被るリスクをいう。

3 信用リスク管理体制

(1) 基本的な考え方

信用リスクを的確に把握し、厳正に管理するため、リスク統括部署である業務部およびリスク管理部署である各営業店から資産査定部署を明確に分離し監査室がこれに当たる。

(2) 営業店の役割

営業店は、与信先の債務者区分に応じそのリスクを管理する。

(3) 業務部の役割

業務部は、各営業店のリスクを統括する。

(4) 監査室の役割

監査室は、資産について最終の自己査定を行うことにより、当金庫における資産管理の適切性について検証するとともに債務者区分及び資産の分類額を決定し、償却額または引当額を検討する。

(5) 常勤理事会の役割

常勤理事会は資産の償却額または引当額を審議する。

(6) 理事会の役割

理事会は、資産の償却額または引当額を決定する。

4 信用リスクの管理方法

信用リスクの具体的な管理方法は、「貸付事務取扱規程」、「資産査定基準」、「償却・引当基準」等、別に定める諸規定によるものとする。

市場リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、市場リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 市場リスクの定義

この管理方針において、市場リスクとは、金利、有価証券の価格等市場リスクファクターの変動により、資産・負債の価値が変動して当金庫が損害を被るリスクを言う。

具体的には、金利リスク、価格変動リスクが含まれる。

3 市場リスク管理体制

(1) 基本的な考え方

リスク管理部署は、総務部・業務部とし、市場リスクを的確に把握し管理に反映させるためのシュミレーション部署として、ALM部会がこれに当たる。

(2) 総務部の役割

総務部は、有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクを管理する。

(3) 業務部の役割

業務部は、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを管理する。

(4) ALM部会の役割

ア ALM部会は、事業計画の部会運営要項により本部役職員（理事長の指名）で構成する。

イ ALM部会は、リスク管理部署において把握された市場リスクをシュミレーションで分析を行い、収支の減少リスクを把握するとともに、収益の管理について検討する。

(5) 常勤理事会の役割

収益の管理について、常勤理事会で審議し、理事長が方針を決定する。

4 市場リスクの管理方法

市場リスクの具体的な管理方法は、毎月のシュミレーション、有価証券運用基準、有価証券評価損益状況表、保有株式一覧表、証券会社の投資情報システム、リスクキャピタル許容量の試算等、別に定める諸規定によるものとする。

流動性リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、流動性リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 流動性リスクの定義

この管理方針において、流動性リスクとは、当金庫の財務状況の悪化、顧客の信用不安を招く風評等により、一時的な資金ショートあるいは必要な資金が確保できず資金繰りに支障をきたす場合または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合に損失を被るリスクと、市場の混乱等により、市場において取引が成立しない場合または通常よりも著しく不利な条件での取引を余儀なくされる場合に損失を被るリスクをいう。

具体的には、資金繰りリスク、市場流動性リスク、風評リスクが含まれる。

3 流動性リスクの管理体制

(1) 基本的な考え方

平常時、資金の一時的なショートが想定されるような懸念時、当金庫の財務状況の悪化等により必要な資金が確保できない場合や、市場の混乱等により市場において取引が成立しない場合等の危機時に対応した機動的な管理に留意するとともに厚目の支払い準備資産を常時保有することに努める。

(2) 各営業店の役割

営業店は、日々の預金の増減状況や預金者の動向に常に注意を払うとともに金庫に対する風評等を聞き及んだ時は、直ちに業務部に報告する。

(3) 業務部の役割

業務部は、金庫に対する風評、顧客の動向等により流動性危機発生が懸念される場合や営業店から報告を受けた場合は、直ちに理事長に報告する。

(4) 総務部の役割

懸念時、危機時においては、対応について検討するとともに理事長に報告する。

(5) 常勤理事会の役割

常勤理事会は、懸念時、危機時の対応を審議し、理事長が方針を決定する。

4 流動性リスクの管理方法

流動性リスクの具体的な管理方法は、資金運用状況表（兼）運用方針検討表で管理する。なお、懸念時、危機時における取扱は、緊急時の資金手当等対応マニュアルによるものとする。

事務リスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、事務リスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 事務リスクの定義

この管理方針において、事務リスクとは、役職員が正確・迅速な事務処理を怠り、または事故を起こしもしくは不正を働くこと等により当金庫が損失を被るリスクをいう。

3 事務リスク管理体制

(1) 基本的な考え方

すべての役職員は、事務リスクの管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、本管理方針及び諸規定等を遵守し行動する。

リスク統括部署である業務部及びリスク管理部署である各部店から監査部署の独立性を確保し、監査室が事務処理状況について実効性ある監査を行う。

(2) 各部店の役割

各部店は、日常業務における適切な事務処理及び所属職員の事務処理水準の向上に努めるとともに、事務処理状況について実効性ある店内検査を行うなど、事務リスクの極小化に努める。

また、事務処理において事故・不正等が発生した場合は、可及的速やかにその対応を図るとともに、直ちにその状況をコンプライアンス担当部門長を経由して理事長へ報告する。

(3) 業務部の役割

業務部は、各部店の事務リスクを統括するとともに、職員に対し事務処理に関する基本的事項等の周知徹底を図り、事務水準の向上に努める。

また、監査室の監査結果に基づき必要に応じ教育訓練（OJT）や臨店指導を行い事務リスクの軽減に努める。

(4) 監査室の役割

各部店における事務処理状況を実地に把握し、事務処理状況について実効性ある監査を行うとともに、監査結果については理事長に報告する。

また、監査結果については業務部及びコンプライアンス担当部門に回付する。

4 事務リスクの管理方法

事務リスクの具体的な管理方法は、預金・貸付事務取扱規程、店内検査規程、コンプライアンス・チェックリスト等、別に定める諸規定によるものとする。

システムリスクの管理方針

1 目的

この管理方針は、「リスク管理の基本方針」に基づき、システムリスクの管理に係る基本的事項を定めることを目的とする。

2 システムリスクの定義

この管理方針において、システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等に伴い被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより被るリスクをいう。

3 システムリスク管理体制

(1) 基本的な考え方

すべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、本管理方針及び諸規定等を遵守し行動する。

リスク管理部署である業務部事務機械課は、一般社団法人しんきん共同センターとの連携の上システムリスクを適切に管理する。

(2) 業務部事務機械課の役割

業務部事務機械課は、システムの適切な利用・管理及び役職員のシステムに関する能力水準の向上に努めるとともに、事故、不正等の防止などの安全対策及びシステムリスクの極小化に努めるものとする。

また、事故、不正等が発生した場合は、可及的速やかにその対応を図るとともに直ちにその状況を理事長へ報告する。

4 システムリスク管理方法

システムリスクの具体的な管理方法は、「オンラインシステム障害時の事務取扱要領」、「コンピュータシステム障害に係るコンティンジェンシープラン」、「防犯災害緊急時対策要領」等、別に定める諸規定によるものとする。

内部管理基本方針

金融機関業務の健全性・適切性を確保するための体制整備の基本方針として「内部管理基本方針」を制定しております。

制定内容の概要は次のとおりです。

1. 理事の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事等からの独立性に関する事項
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制

法令遵守の体制

信用金庫は、相互扶助に基づく会員制の協同組織金融機関としての特性から、いわゆる総会屋等との不正な関係を生じることが考えられませんが、職員の些細なトラブルや小さな事故でもそれが信用金庫の大きな信用失墜につながることもなります。日常の業務の中からこうしたトラブルや不祥事をなくすために、過去の不祥事がどうして生じたのか、またこれから先、そうした事態を防止するためにはどうあるべきか自らの課題として厳しく問い直す必要があります。

そのために、改めて信用金庫の社会的使命とは何かという信用金庫経営の原点に立つこと

- ・私たちは、信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。
- ・私たちは、創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会発展に貢献します。
- ・私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してとることのない、公正な業務運営を行います。
- ・私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。
- ・私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

金融ADR制度への対応

1. 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は3ページ参照）または業務部（電話：0766-67-1022）にお申し出ください。

2. 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、富山県弁護士会（電話：076-421-4811、（月）～（金）10時～16時）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「富山県弁護士会、金沢弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、福井弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にお尋ねください。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報の取得・利用について

(1) 個人情報の取得

・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- ① お客様が取引に際して各種申込書や契約書等にご記入いただいた事項
- ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

・当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

（利用目的）

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 本人確認法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の制限）

- ① 信用金庫法施行規則第15条の5の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

- ② 信用金庫法施行規則第15条の5の7等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。

以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。
- ・リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

- ・クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客様がウェブサイトへアクセスする際、お客様のパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客様が当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客様が接続されたその時のみ有効であり、また、お客様の氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫業務部までご連絡下さい。

【個人情報に関する相談窓口】

石動信用金庫業務部

住 所：〒932-0053 富山県小矢部市石動町13番13号

電話番号：0766-67-1022

F A X：0766-67-1023

Eメール：s1413000@facetoface.ne.jp

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組の状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組について

- ・ 地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金の供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。
- ・ 当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等の申し込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫は、上記の取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 本取組み方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程の制定
- (2) お客様の経営相談、経営改善支援に資するための「取引先の経営改善計画に関する取扱要領」の制定
- (3) 相談窓口を全営業店の融資窓口とし、業務部を統括部署とする態勢整備を実施
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、外部派遣研修、通信研修、庫内研修会等の実施
- (5) 複数の金融機関から借入を行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じた時は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、連携を図りながら地域金融の円滑化を実施

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

- (1) 創業・新規事業開拓の支援
事業計画の重点施策において「情報収集に努め新規開拓・深耕開拓に成果を上げる」とし、融資推進を中心とした行動計画のもと、創業・新事業支援を含む新規開拓に積極的に取り組んでいます。
- (2) 成長段階における支援
 - ① 当金庫独自の商品とし「経営サポート資金Ⅱ」により、不動産担保や第三者保証に依存しない融資による支援を実施しています。
 - ② 北陸地区信用金庫協会が主催する「北陸ビジネス街道 2013」に参画し、取引企業の販路拡大等ビジネスマッチングの機会提供と支援を行っています。
- (3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援
 - ① 当金庫融資取引先で、当金庫が経営改善の必要を認め、経営者自らが経営改善を望まれる先については営業店と業務部が連携を図りながら、経営改善計画の策定を通じて、企業と金庫が協力して経営改善を進めています。
 - ② 中小企業支援ネットワークによる専門家派遣により経営改善支援の応援をしています。
 - ③ 当金庫は、中小企業金融円滑化法（平成 25 年 3 月 31 日終了）の期限到来後においても、企業の金融円滑化を図るとともに、制度融資を活用し、経営の安定化及び営業店・業務部が連携を図りながら、貸付条件変更等に積極的に対応し、ヒアリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら、継続的に事業再生支援を実施しています。
 - ④ 当金庫は、中小企業経営力強化支援法の認定支援機関として積極的に取り組んでまいります。
 - ⑤ お客様より業種転換・廃業等の相談を受けた場合は、お客様の了解を得て信金中央金庫等の外部機関との連携によりお応えします。

4. 地域活性化に関する取組状況

- ① 地域経済の活性化を目的とした商工会等地域各種団体と連携し、各種事業活動に積極的に参画しています。
- ② 毎年恒例の「リバーサイドフェスティバル」に参加しております。他にも、各地域の祭り等いろいろな地域のイベントのお手伝いをさせていただいております。
- ③ 各種団体及び取引先の写真・絵画等を営業店のロビーで展示してご好評をいただいております。
- ④ 暴力追放富山県大会に出席し、反社会的勢力の排除に努めています。
- ⑤ 寄贈した小矢部市スポーツ振興基金により市民マラソン大会などスポーツ振興を支援しております。
- ⑥ これまでに機会をとらえて、スポーツ振興基金への積み増し寄贈、城山公園整備に係る寄贈、社会福祉法人、日本赤十字社、(公財)富山県暴力追放運動推進センターや火牛まつり等地域のイベントに寄付しております。

〔金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項〕

貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	平成24年度	平成25年度	科 目	平成24年度	平成25年度
現 金	310,019	376,886	預 金 積 金	48,023,794	49,222,728
預 け 金	11,071,716	10,989,843	当 座 預 金	841,285	836,653
金 銭 の 信 託	100,000	100,000	普 通 預 金	9,989,841	10,814,774
有 価 証 券	23,770,430	24,957,083	貯 蓄 預 金	20,801	14,194
国 債	753,292	652,743	通 知 預 金	3,000	1,200
地 方 債	921,523	1,789,943	定 期 預 金	34,013,656	34,451,603
社 債	18,533,496	18,838,830	定 期 積 金	2,953,072	2,823,967
株 式	200,111	201,118	そ の 他 の 預 金	202,136	280,334
そ の 他 の 証 券	3,362,007	3,474,446	そ の 他 負 債	146,218	172,633
貸 出 金	18,183,672	18,528,334	未 決 済 為 替 借	24,277	21,458
割 引 手 形	426,576	372,053	未 払 費 用	52,854	50,463
手 形 貸 付	4,523,930	4,247,671	給 付 補 填 備 金	7,155	3,496
証 書 貸 付	12,955,746	13,623,690	未 払 法 人 税 等	806	809
当 座 貸 越	277,418	284,919	前 受 収 益	15,643	13,979
そ の 他 資 産	355,132	352,007	払 戻 未 済 金	—	75
未 決 済 為 替 貸	8,436	7,181	職 員 預 り 金	42,494	44,810
信 金 中 金 出 資 金	162,100	162,100	リ ー ス 債 務	—	29,684
未 収 収 益	108,772	107,041	そ の 他 の 負 債	2,986	7,855
そ の 他 の 資 産	75,824	75,684	賞 与 引 当 金	9,629	10,508
有 形 固 定 資 産	177,828	233,218	退 職 給 付 引 当 金	213,101	214,187
建 物	52,481	74,623	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,314	54,893
土 地	106,897	106,897	偶 発 損 失 引 当 金	194	429
リ ー ス 資 産	—	29,573	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	49	103
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	18,448	22,123	繰 延 税 金 負 債	—	49,453
無 形 固 定 資 産	4,008	3,989	債 務 保 証	23,535	10,678
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	4,008	3,989	負 債 の 部 合 計	48,468,837	49,735,616
繰 延 税 金 資 産	17,854	—	出 資 金	154,214	154,274
債 務 保 証 見 返	23,535	10,678	普 通 出 資 金	154,214	154,274
貸 倒 引 当 金	△742,086	△752,807	利 益 剰 余 金	4,538,161	4,670,605
(うち個別貸倒引当金)	(△646,168)	(△683,502)	利 益 準 備 金	153,927	154,214
			そ の 他 利 益 剰 余 金	4,384,233	4,516,390
			特 別 積 立 金	4,300,000	4,300,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	84,233	216,390
			会 員 勘 定 合 計	4,692,375	4,824,879
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	110,898	238,736
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	110,898	238,736
			純 資 産 の 部 合 計	4,803,274	5,063,616
資 産 の 部 合 計	53,272,111	54,799,232	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	53,272,111	54,799,232

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 8年～39年 |
| その他 | 3年～20年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(及び「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が自己査定を実施し、監査室で検証を行い、その査定結果により上記の計上を行っております。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項(平成25年3月31日現在)
- | | |
|----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,476,279百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 1,698,432百万円 |
| 差引額 | △222,153百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成25年3月31日現在)
- 0.0340%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円、繰越不足金3,288百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金6百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程（内規）に基づく、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 109 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 603 百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 50 百万円、延滞債権額は 1,030 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て若しくは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
18. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 一 百万円であります。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は一百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,081 百万円であります。
なお、17. から 20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 372 百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、日銀歳入代理店、公金収納代理店等の取引の担保として、有価証券 25 百万円、定期預金 1,002 百万円を差し入れております。
23. 出資 1 口当たりの純資産額 1,641 円 10 銭
24. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、貸付事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、業務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 部会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会及び常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクの伴う運用は行っておりません。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスクの管理方針に基づき、常勤理事会の監督の下、余資運用基準及び当面の運用方針に基づき行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会、常勤理事会及び ALM 部会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」の市場リスク量を VaR により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 240 日、信頼区間 99%、観測期間 5 年）により算出しており、平成 26 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク）で 1,123 百万円です。なお、当金庫では計測モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテスト（保有期間 1 日、信頼区間 99.0%、観測期間 5 年）を実施しており、計測手法の有効性を確認しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (* 1)	10,989	11,077	87
(2) 有価証券	24,957	24,922	△ 34
満期保有目的の債券	300	265	△ 34
その他有価証券	24,657	24,657	—
(3) 貸出金 (* 1)	18,528	—	—
貸倒引当金 (* 2)	△ 752	—	—
	17,776	18,823	1,047
金融資産計	53,722	54,822	1,100
(1) 預金積金 (* 1)	49,222	49,253	30
金融負債計	49,222	49,253	30

(* 1) 貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(* 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP等)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、SWAP等)を用いております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*)	2
合 計	2

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27.まで同様であります。満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	300	265	△ 34
合 計		300	265	△ 34

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	198	173	24
	債 券	19,844	19,442	402
	国 債	652	605	47
	地方債	1,395	1,360	35
	社 債	17,796	17,476	319
	外国証券	1,219	1,203	15
	その他	54	30	23
	小 計	21,316	20,850	466
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	2	2	—
	債 券	1,436	1,454	△ 17
	国 債	—	—	—
	地方債	394	395	△ 0
	社 債	1,042	1,059	△ 16
	外国証券	1,784	1,900	△ 115
	その他	116	120	△ 3
	小 計	3,340	3,476	△ 136
合 計		24,657	24,327	329

27. 当事業年度に売却したその他有価証券

	売 却 額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	72	9	1
債 券	1,008	5	18
国 債	294	3	—
地方債	—	—	—
社 債	714	1	18
外国証券	98	—	18
その他	2	4	0
合 計	1,181	18	38

28. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。
 満期保有目的の金銭の信託 貸借対照表計上額 100 百万円 時価 100 百万円
 時価は事業年度末における市場価格等に基づいております。
29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,535 百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが267百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 185 百万円 |
| 減価償却費 | 11 百万円 |
| 退職給付引当金 | 59 百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 15 百万円 |
| 有価証券減損損失 | 4 百万円 |
| 繰越欠損金 | 28 百万円 |
| その他 | 5 百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 310 百万円 |
| 評価性引当額 | △ 268 百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 41 百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | 91 百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 91 百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 49 百万円 |

(追加情報)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.4%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産は2百万円減少(繰延税金負債は5百万円減少)し、その他有価証券評価差額金は5百万円増加し、法人税等調整額は2百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債はありません。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 24 年度	平成 25 年度
経常収益	859,751	828,057
資金運用収益	756,536	758,747
貸出金利	364,438	355,074
預け金利	52,807	56,200
有価証券利息配当	335,237	342,609
その他の受入利息	4,053	4,863
役員取引等収益	34,417	33,971
受入為替手数料	16,202	15,813
その他の役員収益	18,215	18,158
その他業務収益	38,940	16,208
外国為替売却益	151	131
外国債等債券売却益	12,882	9,293
国債等債券償還益	19,548	—
その他の業務収益	6,357	6,783
その他経常収益	29,856	19,129
償却債権取立益	600	650
株式等売却益	1,034	9,588
金銭の信託運用益	935	587
その他の経常収益	27,286	8,304
経常費用	807,664	666,758
資金調達費用	54,531	46,188
預付金利息	49,667	43,203
給付補填備金繰入額	4,657	2,522
借入金利息	—	0
その他の支払利息	206	461
役員取引等費用	28,644	29,048
支払為替手数料	10,940	11,084
その他の役員費用	17,704	17,964
その他業務費用	143,343	67,632
国債等債券売却損	74,330	36,242
国債等債券償還損	15,074	31,390
国債等債券償却費用	53,937	—
その他の業務費用	1	0
経常費用	478,596	500,516
人物件費用	297,797	306,129
人物件	175,777	189,571
税	5,021	4,814
その他の経常費用	102,547	23,373
貸倒引当金繰入額	36,159	13,647
株式等売却損	39,208	1,851
その他の資産償却	1,700	—
その他の経常費用	25,479	7,873
経常利益	52,086	161,298
特別利益	1,871	1,295
固定資産処分利益	197	—
その他の特別利益	1,673	1,295
特別損失	476	581
固定資産処分損失	476	581
税引前当期純利益	53,481	162,012
法人税、住民税及び事業税	916	927
法人税等調整額	662	22,479
当期純利益	51,903	138,605
繰越金(当期首残高)	32,330	77,784
当期末処分剰余金	84,233	216,390

(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.出資1口当たり当期純利益金額44円89銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成 24 年 度	平成 25 年 度
当 期 未 処 分 剰 余 金	84,233,773	216,390,255
計	84,233,773	216,390,255
剰 余 金 処 分 額	6,449,352	156,226,289
利 益 準 備 金	287,500	60,000
出 資 対 する 配 当 金	6,161,852	6,166,289
特 別 積 立 金	—	150,000,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	77,784,421	60,163,966

財務諸表の正確性に係る内部監査の有効性の確認

平成 25 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 26 年 6 月 17 日

石動信用金庫

理 事 長

西野 茂 

当金庫は信用金庫法37条の2の規定に基づき、公認会計士河村拓栄氏の監査を受け下記のとおり決算経理が適切である旨、監査報告を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月19日

石動信用金庫
理事会 御中

河村公認会計士事務所

公認会計士 河村 拓栄 

私は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、石動信用金庫の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

金庫と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

リスク管理債権

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	残 高	担保・保証額	貸倒引当金	保 全 率	
破 綻 先 債 権	平成24年度	77	34	43	100.00
	平成25年度	51	14	37	100.00
延 滞 債 権	平成24年度	1,002	400	601	100.00
	平成25年度	1,030	384	646	100.00
3 ヲ月以上延滞債権	平成24年度	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	平成24年度	-	-	-	-
	平成25年度	-	-	-	-
合 計	平成24年度	1,079	434	645	100.00
	平成25年度	1,081	398	683	100.00

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3 ヲ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヲ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3 ヲ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法債権額及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円、%)

区 分	開 示 残高(a)	保 全 額 (b)	保 全 率		引 当 率 (d)/(a-c)		
			担保・保証 等による回 収見込額(c)	貸 倒 引当金(d)			
金融再生法上の 不良債権	平成24年度	1,080	1,080	434	646	100.00	100.00
	平成25年度	1,083	1,083	399	683	100.00	100.00
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権	平成24年度	465	465	155	309	100.00	100.00
	平成25年度	447	447	134	313	100.00	100.00
危 険 債 権	平成24年度	615	615	278	336	100.00	100.00
	平成25年度	635	635	265	369	100.00	100.00
要管理債権	平成24年度	—	—	—	—	—	—
	平成25年度	—	—	—	—	—	—
正 常 債 権	平成24年度	17,146					
	平成25年度	17,466					
合 計	平成24年度	18,227					
	平成25年度	18,549					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における、「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

自己資本の充実状況

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の26年3月期における自己資本額は4,888百万円となっております。このうち、出資金は地域のお客様から調達したものです。その他特別積立金等は、内部留保によりこれまで当金庫が積み立ててきたものです。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の26年3月期の自己資本比率は、16.13%となっており、国内金融機関の健全性の基準とされています4%を大きく上回り約4倍となっております。当金庫では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実をしてきており、経営の健全性・安全性については、十分な水準を保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「リスク管理の基本方針」、「信用リスクの管理方針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制としております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入するとともに厳格な自己査定を実施しております。そして、信用リスク計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

信用リスクの管理の状況につきましては、半期（上期・下期）毎に本部は各営業店長と「前半期の管理状況と当半期の管理方針」についてヒアリングを実施し、本部・営業店一体となった取組みを行っております。また、その結果について理事長に報告するとともに常勤理事会に報告する体制とし、必要に応じて理事会に報告する体制としております。

貸倒引当金は、「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、信用リスクが低いと判断される資産について定められた方法により削減額を資産から控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことをいいます。

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資産使途、返済財源、財務内容、事業内容、経営者

の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金、有価証券等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う保証には外部格付が「A」である一般社団法人しきん保証基金等の民間保証等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、お客様の資金ニーズに応えることを一義とし、そのうえで可能な限り業種やエクスポージャーの種類に偏ることのないよう努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。具体的な派生商品取引には、通貨関連取引としてクーポンスワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（債券、株式）関連取引として債券先物取引、株価指数先物取引などがあります。

当金庫は、派生商品取引をいたしておりません。また、長期決済期間取引もいたしておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることです。一般的には、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されます。

当金庫は、投資家として有価証券投資の一環として取り扱っております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関の格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。

当該証券投資における信用リスク・アセットの額の算出にあたっては、標準的手法を採用しております。また、リスク・ウエイトの判定にあたっては、前記3の「信用リスクに関する項目」の(2)「リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関」と同じです。

当該証券投資の取引にあたっては、「有価証券運用基準」、「有価証券の当面の運用方針」に基づき適正に運用・管理を行っております。また、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

オペレーショナル・リスクとは、管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害時の外生的事象から生じる損失を受けるリスクのことをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

事務リスク管理については、「事務リスクの管理方針」に基づき、本部・営業店が一体として、各種「事務取扱規程」の遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスクの管理方針」に基づき、「オンラインシステム障害時の事務取扱要領」、「防犯災害緊急時対策要領」等により安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情・相談に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

当面、バーゼルⅢ対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針であります。さらなる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしていきます。現状、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、事務改善部会等において定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会ならびに理事会に対し報告する体制としております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算定に使用する手法の名称

当金庫は粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

有価証券のリスク管理については、「市場リスクの管理方針」に基づき、また、運用に当たっては、「有価証券運用基準」、「有価証券の当面の運用方針」により行っております。

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況について、定期的に常勤理事会や理事会に報告し適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、政策投資株式に関しては、当金庫が定める「有価証券の当面の運用方針」、「有価証券運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を見るものです。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、「リスク管理の基本方針」、「市場リスクの管理方針」に基づき、適切なリスクの管理に努めるとともに、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM部会で協議検討するとともに、その結果について経営陣に報告を行うなど、資産・負債の最適化に努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法や概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・計測手法 「金利ラダー方式」
- ・コア預金 対象 : 流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法 : ①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
- 満期 : 5年以内（平均2.5年）
- ・金利感応資産・負債 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・金利ショック幅 パーセンタイル値（1%タイル値と99%タイル値）
- ・リスク計測の頻度 四半期毎（前月末基準）

10. 単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成24年度
(自己資本)	
出資金	154
利益準備金	154
特別積立金	4,300
繰越金(当期末残高)	77
その他有価証券の評価差損(Δ)	—
基本的項目(A)	4,686
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額	—
一般貸倒引当金	95
負債性資本調達手段等	—
補完的項目不算入額(Δ)	—
補完的項目(B)	95
自己資本総額[(A)+(B)](C)	4,782
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—
控除項目不算入額(Δ)	—
控除項目計(D)	—
自己資本[(C)-(D)](E)	4,782
(リスクアセット等)	
資産(オン・バランス項目)	28,656
オフ・バランス取引等項目	19
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,441
リスク・アセット等計(F)	30,117
単体Tier1比率(A/F)	15.55%
単体自己資本比率(E/F)	15.87%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

2. 平成24年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、平成24年度は基本的項目から控除する「その他有価証券の評価差損」はありません。

項目	平成25年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	4,818	
うち、出資金及び資本剰余金の額	154	
うち、利益剰余金の額	4,670	
うち、外部流出予定額(Δ)	6	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	69	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	69	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	4,888
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	41
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	4,888
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	28,884	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	28,874	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	Δ 8,804	
うち、繰延税金資産	3	
うち、前払年金費用	41	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	Δ 8,852	
うち、上記以外に該当するものの額	1	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,407	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	30,291
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))		16.13%

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	28,676	1,147	28,884	1,155
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	28,619	1,144	37,687	1,507
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2	0	3	0
我が国の政府関係機関向け	158	6	187	7
地方三公社向け	—	—	33	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,619	344	3,159	126
法人等向け	12,651	506	12,307	492
中小企業向け及び個人向け	931	37	931	37
抵当権付住宅ローン	1,066	42	1,066	42
不動産取得等事業向け	3,042	121	3,041	121
3ヵ月以上延滞等	69	2	67	2
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	49	1	63	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資金	460	18	220	8
上記以外	1,565	62	16,603	664
②証券化エクスポージャー	50	2	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産)	6	0	2	0
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			47	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△8,852	△354
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額			—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,441	57	1,407	56
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	30,117	1,204	30,291	1,211

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算出しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券			
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
国 内	49,798	51,098	17,579	17,864	20,721	21,728	69	78
国 外	3,118	3,303	—	—	3,118	3,303	—	—
地 域 別 合 計	52,916	54,401	17,579	17,864	23,839	25,031	69	78
製 造 業	4,818	4,604	1,492	1,422	3,326	3,182	—	1
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	1,783	1,822	1,167	1,310	616	512	56	54
電気・ガス・熱供給・水道業	496	507	—	—	496	507	—	—
情 報 通 信 業	708	708	4	4	704	704	—	—
運 輸 業、郵 便 業	1,730	1,706	356	335	1,374	1,371	—	—
卸 売 業、小 売 業	2,951	2,892	1,734	1,468	1,217	1,424	—	—
金 融 業、保 険 業	21,567	22,435	500	690	10,652	10,902	—	—
不 動 産 業	5,584	5,493	3,674	3,681	1,910	1,812	2	1
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	11	4	11	4	—	—	—	—
宿 泊 業	110	107	110	107	—	—	—	—
飲 食 業	118	118	118	118	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	99	106	99	106	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	705	913	705	913	—	—	—	—
その他のサービス	871	838	670	633	201	205	—	—
国・地方公共団体等	5,286	5,578	1,007	901	3,338	4,406	—	—
個 人	5,924	6,164	5,924	6,164	—	—	7	20
そ の 他	140	389	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	52,916	54,401	17,579	17,864	23,839	25,031	67	78
1 年 以 下	17,197	18,097	11,378	11,739	2,448	1,658		
1 年 超 3 年 以 下	11,620	12,565	3,056	2,901	3,593	4,782		
3 年 超 5 年 以 下	7,403	6,315	1,297	1,441	4,896	3,834		
5 年 超 7 年 以 下	4,407	6,679	948	920	3,459	5,759		
7 年 超 10 年 以 下	6,203	5,422	463	631	5,240	4,291		
1 0 年 超	3,846	4,334	171	111	3,675	4,223		
期間の定めのないもの	2,240	989	266	121	528	484		
残存期間別合計	52,916	54,401	17,579	17,864	23,839	25,031		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	年 度	期首残高	当 期 増加額	当 期 減 少 額		期末残高	摘 要
				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成24年度	94	95	—	94	95	
	平成25年度	95	69	—	95	69	
個別貸倒引当金	平成24年度	611	646	—	611	646	
	平成25年度	646	683	2	643	683	
合 計	平成24年度	705	742	—	705	742	
	平成25年度	742	752	2	739	752	

貸出金償却の額

(単位:千円)

	平 成 2 4 年 度	平 成 2 5 年 度
貸 出 金 償 却	—	—

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業 種	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額				期 末 残 高			
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
製 造 業	86	85	85	85	—	—	86	85	85	85	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	176	213	213	211	—	—	176	213	213	211	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	10	10	10	10	—	—	10	10	10	10	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	143	143	143	184	—	—	143	143	143	184	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	78	79	79	79	—	—	78	79	79	79	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	3	3	3	1	—	2	3	—	3	1	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	63	62	62	56	—	—	63	62	62	56	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	52	51	51	57	—	—	52	51	51	57	—	—
合 計	611	646	646	683	—	2	611	643	646	683	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポートの額			
	平成24年度		平成25年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	3,861	—	3,917
10%	—	2,612	—	2,705
20%	698	12,045	901	13,720
35%	—	2,739	—	2,656
50%	6,546	—	5,617	—
75%	—	1,514	—	1,544
100%	3,735	19,096	3,301	19,958
150%	—	67	—	78
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	52,916		54,401	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポートは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載する事となっておりますが、当金庫は該当ありません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク 削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,140	1,087	1,740	1,652	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成24年度		平成25年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	357	357	360	360
非 上 場 株 式 等	165	165	165	165
合 計	522	522	525	525

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
売却益	1	9
売却損	39	1
償却	0	0

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成24年度	平成25年度
評価損益	13	24

(6) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成24年度	平成25年度		平成24年度	平成25年度
貸出金	38	43	定期性預金	54	7
有価証券等	202	210	要求払預金	14	3
預け金	25	7	その他	-	-
コールローン等	-	-	調達勘定合計	68	10
その他	0	0			
運用勘定合計	265	260			
銀行勘定の金利リスク	197	250			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。

当金庫では、金利ショックを99%タイル値(保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントタイル値と99パーセントタイル値によって計算される経済価値の低下額)として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。

2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を0~5年の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。

(7) アウトライヤーに関する事項

アウトライヤーとは金融庁が、早期警戒制度に基づき自己資本の額の20%を超える経済価値の減少(評価損)の発生があるかないかを判断するものです。

20%を超えた金融機関に対しては金融庁から早期警戒制度に基づき改善策の報告を求められるものです。

当金庫は以下のとおり基準20%を大きく下回り健全なものとなっています。

当金庫のアウトライヤー値 5.114%

$$(計算式) \quad \frac{\text{銀行勘定の金利リスク量 (250百万円)}}{\text{自己資本の額(4,888百万円)}} \times 100 = 5.114 (\%)$$

*自己資本の額:[コア資本に係る基礎項目の額]-[コア資本に係る調整項目の額]

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の算出方法を内規で定めております。

(2) 平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	58

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」41百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」12百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った役員退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成25年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

ペイオフと当金庫の現状

平成14年12月11日、第155回国会において「預金保険法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立（同年12月18日公布）し、平成15年1月22日には、関係政省令が公布されたことにより、預金保険制度が改正されました。

(1) ペイオフとは

ペイオフとは、金融機関が破綻したときに、預金者に保護されるのは、預金者1人につき元本のうち1,000万円までとその利息部分となり、1,000万円を超える元本部分とその利息部分については払い戻しが保証されなくなることです。

なお、ペイオフの対象金融機関は、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、協同組織金融機関の連合会となっています。

また、ペイオフの対象となる金融商品は、定期預金、定期積金、普通預金、当座預金、別段預金、元本補てん契約のある金銭の信託（ビックなど）、金融債（ワイドなどの保護預り専用商品に限る）であります。外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義預金等は預金保険の対象とはなりません。

平成17年4月からは普通預金もその対象となりペイオフ全面解禁ということになりました。決済性預金で当座預金、普通預金で利息のつかない預金は平成17年4月以降も全額保護されます。

(2) 当金庫の現状

ペイオフが発動されるのは、金融機関が破綻した場合に限られます。当金庫における経営の状況は本「ディスクロージャー誌」で開示しているとおり、破綻のリスクは全くありません。

その理由は

- ① 当金庫においては、貸出資産の健全性を維持するため、外部研修への参加、財務分析システムの活用など貸出審査能力の向上を図るとともに「資産自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき厳格に自己査定を実施し、適正な償却・引当を行うなど管理体制の強化に努めています。
- ② 不良債権は、担保・保証または貸倒引当金によって保全されており、金庫の経営に与える影響はありません。
- ③ 金融機関の健全性をはかる自己資本比率は16.13%と、基準となる4%を大きく上回っており、健全な経営体質を維持しております。
- ④ こうした現状から每期相応の利益を確保し、自己資本を一層充実させるよう努めております。

のとおりであります。

つまり、当金庫は、破綻リスクが全くないことから、預金者1人当たり1,000万円以上の預金があっても全く心配はありません。

〔その他〕

手数料一覧

◎ 為替・自動機器手数料

平成26年4月1日現在

種		類		当金庫宛	他庫(行)宛	
振 込	電 信 扱 い	3万円以上	1件につき	無 料	756円	
		3万円未満	1件につき		540円	
		1万円未満	1件につき		432円	
	総 合 振 込	3万円以上	1件につき	無 料	648円	
		3万円未満	1件につき		432円	
		1万円未満	1件につき		324円	
	但し、総合振込依頼書を当日持込された場合は、電信扱いと同様の手数料を取りうけます。					
	A T M振込 (カード扱い)	3万円以上	1件につき	無 料	432円	
		3万円未満	1件につき		324円	
		1万円未満	1件につき		216円	
	A T M振込 (現金扱い)	3万円以上	1件につき	無 料	540円	
		3万円未満	1件につき		432円	
		1万円未満	1件につき		324円	
	定額自動送 金サービス に 基 づ く	3万円以上	1件につき	無 料	648円	
		3万円未満	1件につき		432円	
1万円未満		1件につき	324円			
インターネットバ ンキング及びテレ ホンバンキング	3万円以上	1件につき	無 料	432円		
	3万円未満	1件につき		216円		
	1万円未満	1件につき		108円		
定額自動送金サービス		依頼書1枚につき年間		648円	648円	
代金取立(手形・小切手等)		普通	1通につき		648円	
		至急	1通につき		864円	
そ の 他		振込の組戻料		1件につき	648円	
		取立手形組戻料		1通につき	648円	
		不渡手形返却料		1通につき	648円	
		取立手形店頭提示料		1通につき	648円	

A T M 利用 手数料	利用者		当金庫および北陸3県に 本店がある信用金庫のカード	北陸3県以外の 信用金庫のカード	全国の銀行等他金 融機関、ゆうちょ 銀行のカード
	利用区分				
平 日	8:45~18:00		無 料	無 料	108円
	18:00~19:00		無 料	108円	216円
土 曜 日	9:00~14:00		無 料	無 料	108円
	14:00~17:00		無 料	108円	216円
日曜・祝日	9:00~17:00		無 料	108円	216円

(注) 当金庫のカードで、他の提携金融機関のA T Mを時間外や日曜・祝日等の手数料がかかる時間帯に利用された場合、いったん口座より手数料が引き落としされますが、即時にその手数料を口座にキャッシュバックいたします。

◎ でんさいネット手数料

平成26年4月1日現在

取引種別	適用	手数料
発生記録	インターネット利用/当金庫宛	324円
	インターネット利用/他行庫宛	648円
	書面提出による利用	1,080円
譲渡記録	インターネット利用/当金庫宛	216円
	インターネット利用/他行庫宛	324円
	書面提出による利用	1,080円
分割（譲渡）記録	インターネット利用/当金庫宛	324円
	インターネット利用/他行庫宛	648円
	書面提出による利用	1,080円
開示	通常開示(インターネット利用)	0円
	通常開示(書面提出による利用)	1,080円
	特例開示(書面提出による利用)	2,700円
残高証明書	都度発行方式	3,564円
単独保証記録 (譲渡に随伴しない場合)	インターネット利用	324円
	書面提出による利用	1,620円
変更記録 (債権内容にかかるとした場合)	インターネット利用	324円
	書面提出による利用	1,620円
支払等記録 (口座間送金決済以外)	インターネット利用	324円
	書面提出による利用	1,620円
訂正・回復 (支払不能通知の訂正を除く)	インターネット利用	324円
	書面提出による利用	1,620円
	訂正内容が複雑な場合	都度実費
支払不能通知の訂正	インターネット利用	108円
	書面提出による利用	1,620円
支払不能通知の取消	書面提出による利用	1,620円
強制執行等の記録		108円
支払不能情報照会	参加金融機関から	216円
	利用者・元利用者から	2,700円
口座間送金決済委託手数料		324円
基本利用料		1,080円
	WEB-FB契約先	0円
	債務者として利用しない場合	0円
でんさい割引	全部割引	32円
	一部割引	97円

※上記手数料には消費税が含まれています。

◎ 各種事務取扱手数料

平成26年4月1日現在

区 分	種 類		金 額
手 形 小 切 手 関 係	小切手帳		1冊（50枚）につき 756円
	約束手形・為替手形		1冊（25枚）につき 540円
	マル専	当座開設	割賦販売通知書等 3,240円
手形用紙		1枚につき 540円	
インター ネ ッ ト バンキング	インターネットバンキング基本料		個人 月額 108円
			法人 月額 1,080円
	テレホンバンキング基本料		個人 月額 108円
			法人 月額 1,080円
WEB-FB基本料		月額 2,160円	
携帯電子マネーチャージ手数料		1回につき 54円	
デビットカード	加盟店データ管理料		月額 756円
貸 金 庫	大（22.0×27.5×51.0）		1個につき 年間 6,480円
	小（10.5×27.5×51.0）		1個につき 年間 3,888円
再 発 行	キャッシュカード・ローンカード		再発行1回につき 1,080円
	通帳・証書再発行		1冊（枚）につき 1,080円
諸 証 明 発 行	預金・融資残高証明書		1通につき 324円
	個人情報開示依頼書		1通につき 1,080円
	融資（可能）証明書		1通につき 10,800円
	利息支払証明書		1通につき 324円
	諸証明書		1通につき 324円
	取引履歴検索照会（1名義あたり）		1枚以上9枚まで 324円
			10枚以上 1,080円
COM複写手数料		1通につき 540円	
融 資 関 係	不動産担保取扱(新規設定)		10,800円
	同上(極度・追加設定・順位変更・債務者変更)		5,400円
	住宅ローン・証書貸付	全額繰上償還 100万円以上1件につき	2,160円
		一部繰上償還 100万円以上1件につき	2,160円
条件変更 1件につき		3,240円	
そ の 他	株式払込取扱手続		払込金額×2.5÷1000+消費税

※上記手数料には消費税が含まれています。

当金庫の沿革・歩み

大正	3年11月	無限責任「石動金物信用購買販売組合」設立
	10年 1月	無限責任「石動信用購買販売組合」に改組
	12年11月	有限責任「石動信用購買販売組合」に組織変更
昭和	4年 2月	有限責任「石動信用組合」に組織変更
	13年11月	店舗を中央町4番25号に移転（現中央支店の位置）
	15年10月	保証責任「石動信用購買販売利用組合」に改組
	19年 2月	農業団体法に基づき信用事業を行う石動町農業会に移行
	23年 8月	産業組合法に基づき保証責任「石動信用組合」を再設立
	25年 2月	福町支店を開設
	4月	中小企業等信用協同組合法に基づく「石動信用組合」に組織変更
	26年12月	信用金庫法に基づき「石動信用金庫」に組織変更
	28年12月	福町支店を現福町支店の住所地に移転
	33年12月	駅前出張所を開設
	37年 5月	駅前出張所が駅前支店となる
	39年11月	創立50周年となる
	43年11月	本店を石動町13番13号に新築移転 （駅前支店が本店となり、旧本店が中央支店となる）
	45年11月	中央支店新築
	46年 6月	営業地区拡張（金沢市、津幡町）
	47年10月	ワライ・ハッチ処理開始（北陸地区信用金庫共同事務センター）
	48年 7月	2年定期預金取扱開始
	49年11月	創立60周年となる
	12月	金沢支店開設
	51年 6月	営業地区拡張（内灘町、野々市町）
	8月	預金量100億円達成
	10月	普通預金ワライ処理開始（信金大阪共同事務センター）
	10月	全信金システム（為替・ネット取引）稼動開始
	10月	石動信金グリーン会発足
	52年10月	年金友の会発足
	54年 2月	銀行との為替オンライン稼動開始
	3月	貸出金100億円達成
	55年 5月	新総合オンライン稼動開始
	11月	しんきんネットキャッシュサービス開始
	56年 6月	新型期日指定定期預金取扱開始
	7月	コンピュータ室増築
	7月	汎用コンピュータ（パロース1700）導入
	11月	福町支店新築
	57年 4月	信栄会（福町支店）発足
	58年 4月	信友会（中央支店）発足
	6月	営業地区拡張（松任市）
	7月	現金自動預金支払機（ATM）本店に設置
	8月	週休（第2土曜日）が開始される
	11月	現金自動支払機（CD）中央支店に設置
	59年 3月	現金自動支払機（CD）福町支店に設置
	6月	国債窓口販売取扱開始
	6月	しんきんテレホンサービス取扱開始
	11月	創立70周年となる
	11月	現金自動支払機（CD）金沢支店に設置
	12月	預金量200億円達成
	60年 2月	融資業務オンライン開始
	3月	市場金利連動型預金（MMC）取扱開始
	8月	全科目オンライン化となる
	61年 4月	店外CDを小矢部市役所内に設置

当金庫の沿革・歩み(つづき)

	61年 8月	週休(第2・第3土曜日)が拡大される
	8月	土曜休業日のCD稼働開始
	62年 2月	北陸銀行とのCDオンライン地域提携開始
	5月	ゲートボール大会(第1回)が開催される
	6月	営業地区拡張(鶴来町)
	11月	CDキャッシング取扱開始
	63年 5月	第三次総合オンライン稼働
	5月	大口定期預金取扱開始
平成	1年 2月	完全週休2日制実施
	6月	市場金利連動型定期預金(スーパーMMC)取扱開始
	8月	預金量250億円達成
	9月	石動しんきん経営者協議会発足
	12月	CDの土曜休日稼働2時間延長
	2年 2月	しんきんふれあいクラブ発足
	4月	業態間提携(MICS)稼働開始
	6月	しんきんバンクPOS取扱開始
	3年 2月	サンデーバンキング(本店)稼働開始
	3月	福町・中央支店のCD土曜休日稼働開始
	5月	本店にCD1台を増設
	10月	両替の取扱い開始
	10月	高岡手形交換所に加盟(石動手形交換所は廃止)
	11月	日本銀行との取引開始(当座預金取引)
	11月	自由金利型定期預金・M型(スーパー定期)取扱開始
	11月	預金量300億円達成
	4年 3月	貸出金150億円達成
	6月	貯蓄預金取扱開始
	6月	市場金利連動型定期積金(スーパー積金)取扱開始
	9月	店外ATMをユニー小矢部店に設置
	12月	日本銀行歳入代理店となる(本店営業部)
	5年 3月	為替同日決済化となる
	7月	日本銀行歳入代理店となる(福町支店)
	10月	変動金利定期預金の取扱開始
	10月	4年もの自由金利定期型定期預金の取扱開始
	12月	12月31日休業日となる
	6年 3月	日本銀行歳入代理店となる(中央支店・金沢支店)
	4月	住宅金融公庫取扱店の認可(福町支店)
	4月	労働福祉事業団代理店の認可
	10月	流動性預金金利の完全自由化
	10月	定期積金金利の自由化
	11月	創立80周年となる
	7年12月	預金量350億円達成
	8年11月	定期性預金及び貸出金の商品化オンラインシステムの導入
	9年 1月	流通・信販系カード会社に対するCD、ATMによるキャッシングサービスの取扱開始
	11月	流動性預金の商品化及び手数料管理オンラインシステムの導入
	10年 3月	信用金庫業界の情報ネットワーク「Face To Face ネット」の利用開始
	3月	ポスト第三次システムに対応したオンライン端末機への入替
	12月	貸出金200億円達成
	12月	店外ATMを三崎ストア小矢部店(ラミー)に設置
	11年10月	郵貯とのATM提携の開始
	12年 3月	デビットカードの取扱開始
	7月	ホームページ開設
	11月	印鑑照会システム導入

当金庫の沿革・歩み(つづき)

12年11月	インターネットバンキング取扱開始
11月	テレホンバンキング取扱開始
12月	預金量400億円達成
12月	しんきんゼロネット開始
13年3月	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始
4月	金庫内LANシステム導入
4月	住宅ローン関連の長期火災保険の窓口販売開始
10月	北陸中央病院にATMを北陸銀行と共同設置(平成22年3月撤退)
14年10月	生命保険(個人年金保険)の窓口販売を開始
15年5月	個人向け国債の取扱開始
10月	リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムを公表
16年6月	法人インターネットバンキング取扱開始
11月	決済用普通預金(無利息型)の取扱開始
11月	創立90周年となる
17年8月	地域密着型金融推進計画(17年度、18年度)を公表
19年4月	預金量450億円達成
7月	当金庫カードホルダーのATM取扱手数料を無料とする取扱開始
10月	北陸地区内信用金庫間のATM手数料無料化(トライネット)の取扱開始
20年11月	医療・ガン保険を発売
12月	生態認証機能付ICキャッシュカードサービスの取扱開始
21年2月	しんきん傷害保険付定期積金を発売
3月	ネット口座振替受付サービスの取扱開始
3月	しんきん携帯電子マネーチャージサービスの取扱開始
6月	学資・傷害保険の発売
22年3月	オンラインシステムを信金大阪共同事務センターから西日本センターへ移行
10月	坂東 眞理子氏の講演会開催
23年3月	ATMに視覚障害者のためのハンドセットを取付ける
6月	「しんきん震災復興支援定期積金」を発売
7月	「小型可搬型発電機」を設置
9月	全国7地区の共同事務センターが東西2センターとなる
11月	標準傷害保険「キッズプラン」の取扱開始
24年7月	北陸3県16金庫間のATMでの通帳記帳取引を開始
25年1月	教育カードローンの取扱開始
2月	経営革新等支援機関の認定を受ける
2月	でんさいネットの取扱開始
10月	しんきんきゃっする500カード・シルバーきゃっするの取扱開始
10月	信金大阪共同事務センター事業組合が、一般社団法人しんきん共同センターと組織統合
26年2月	無担保住宅ローン、リピートプラン(無担保住宅ローン)、シニアライフプランの取扱いを開始

業務の案内

預金名	特 色 (内 容)	お 預 け 入 れ 期 間	お 預 け 入 れ 金 額 ・ 単 位	付 利 単 位	
当座預金	会社・商店の効率的で安全な資金管理に最適です。小切手・手形を使うための預金です。割賦代金の手形を決済する[手形専用口座]もあります。	自由	1円以上	—	
普通預金	お出し入れが自由で、給与・年金の受取り、公共料金の支払いなど暮らしのおサイフ代わりの預金です。	自由	1円以上	100円	
決済用預金	利息のつかない普通預金です。預金保険制度により全額保護されます。	自由	1円以上	—	
総合口座	普通預金に定期預金(定期積金)がセットされた預金です。1冊の通帳で“貯める・支払う・借りる・増やす・受け取る”の5つの機能があります。万一、普通預金の残高が不足しましても、セットされている定期預金(定期積金)の90%、最高200万円まで自動的にご融資いたします。	お預け入れ期間、お預け入れ金額・単位、付利単位は、それぞれの預金名欄にて表示してあります。			
貯蓄預金	“貯める・使う”を両用でき、しかも金利は普通預金よりお得。手軽さに有利さをプラスした預金です。お預け入最低基準残高が30万円のI型と10万円のII型の2タイプがあります。	自由	I型は 30万円以上 II型は 10万円以上	1円	
通知預金	まとまったお金の短期間の運用に最適です。お引出しは2日前にご通知が必要です。	7日以上	1万円以上	1,000円	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金で非課税扱いです。	お引出しは 納税時	1円以上	100円	
定期預金	期日指定定期預金	1年複利の有利な預金です。1年経過後は1か月以上前のご通知によりお引出しができます。	最長3年	1,000円以上 300万円未満	1円
	変動金利定期預金	預入日から6か月毎に金利が変更される時代にマッチした預金です。3年もの半年複利型があります。	1年 2年 3年	1,000円以上	
	スーパー定期	自由金利でまとまった資金の運用に最適な預金です。3年もの以上に半年複利型があります。	1か月、3か月 6か月、1年 2年、3年 4年、5年	1,000円以上	
	大口定期預金	自由金利の最も有利な預金です。大口の余裕資金が有利に運用できます。		1,000万円以上	100円
定期積金	住宅の新築・増改築資金、結婚資金、旅行資金、消費税納税資金などを計画的に準備する預金です。	1年～5年	1,000円以上	1円	
財形預金	勤務先の財形制度を通じて有利な財産づくりができます。給料、ボーナスからの天引き積立てですからムリなく貯められます。				
財形年金預金	将来の年金資金を貯める預金です。 (注)元金500万円までお利息が非課税となります。	5年以上		1円	
財形住宅預金	住宅取得資金を貯める預金です。	5年以上	1,000円以上		
一般財形預金	貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、財形持家・進学融資の特典が受けられます。	1年以上			

☆自動継続定期預金……一度お預けになると、満期日に自動的に継続される定期預金です。

お利息は元金に加算される元加式とご指定の口座に振込まれる利払式の2種類があります。

☆定期預金・定期積金を総合口座にセットされれば、イザというときでも自動融資がご利用になりますので安心です。

◇商品利用にあたっての留意事項

*ご預金により金利が異なります。金利は窓口にて提示してありますのでご確認ください。

*新規に口座を開設する場合、「犯罪による収益の移転に関する法律」に基づきご本人確認をさせていただきますので、運転免許証・健康保険証等の公的本人確認書類が必要となります。

業務の案内（つづき）

- ◎ 地域の中小企業を対象に、商業手形割引・手形貸付・証書貸付・当座貸越など、事業資金の融資を行っています。
- ◎ 地元に住居あるいは勤務されている皆様に、住宅ローンを始めとする各種の個人ローンをご用意しております。ライフサイクルに合わせてご利用ください。
- ◎ 富山県、小矢部市、富山県信用保証協会、石川県、金沢市、石川県信用保証協会が実施している、各種の制度融資を取扱っています。小口の事業資金や住宅の新築などに、低利の資金をご利用いただけます。
- ◎ 信金中央金庫・日本政策金融公庫などの代理店に指定されており、これらの機関の資金がご利用いただけます。

資金使途に応じて窓口にご相談下さい。

融 資 名	資金のお使いみち	ご返済期間	ご融資額
住 宅 ロ ー ン	住宅の新築・購入・増改築、マンションの購入にご利用ください。	35年以内	8000万円以内
セーフティローン	長期の事業資金・消費資金にご利用ください。	20年以内	10万円以上 5000万円以内
個 人 ロ ー ン	つかいみち自由なローンです。	8年以内	500万円以内
フ リ ー ロ ー ン ア シ ス ト		7年以内	300万円以内
マイカーローン	車の購入や車検費用にご利用ください	8年以内	500万円以内
教 育 ロ ー ン	教育資金にお役立て下さい。	10年以内	500万円以内
カ ー ド ロ ー ン	カード1枚でいつでもキャッシュサービスが受けられる大変便利なローンです。		30万円、50万円 または100万円
キ ャ ス ル カ ー ド ロ ー ン	カード1枚でいつでもキャッシュサービスが受けられる大変便利なローンです。		50万円～500万円 までの10万円刻 みによる46種類
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業者向けのお手軽ローンです。		2000万円以内
税 理 士 紹 介 経 営 サ ポ ー ト ロ ー ン	税理士会会員から「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」の交付を受けることが可能な方	5年以内	1000万円以内
商 工 会 員 エ ー ル ロ ー ン	商工会員である法人・個人事業者	7年以内	1000万円以内

*商品利用にあたっての留意事項

上記のようにお客様のニーズにあった商品を取り揃えております。金融機関の商品には変動金利のように、お客様の予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とすることによる融資には融資利息のほかに保証料が必要など、お申し込みの際にはサービスの内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

業務の案内 (つづき)

サービス名	内 容 ・ 特 色
キャッシュカードサービス (しんきんネットワーク)	当金庫の本支店及び全国どの信用金庫でもキャッシュカードを使って現金のご入金及びお引出しができます。
(全国キャッシュサービス)	全国の銀行・ゆうちょ銀行・信用組合・労働金庫・農協の本支店でもCDをご利用になれます。
当金庫でのご利用時間	平日 午前8時45分～午後7時 土曜・日曜 午前9時～午後5時 祝祭日(1月1日～3日除く) 午前9時～午後5時
デビットカード	商店や百貨店・スーパー・コンビニ等で買物したり、ガソリンスタンドで給油をする際、現金の代わりに、当金庫のキャッシュカードで商品の代金支払いができる利便性の高いサービスです。
CDキャッシング	不意に現金がご入り用のとき、カードローン・VISA・JCBカードなど銀行系クレジットカード及び流通・信販系カードがあれば、CDで現金を引き出せます。
自動支払い	一度手続きをするだけで、公共料金、家賃、授業料、各種クレジット料金などが、ご指定の口座から自動的に支払えます。
自動受取り	厚生年金、国民年金、共済年金などが、お受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。お利息はその日からつきます。
給与振込み	給料、ボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。給料日が出張や休暇と重なった場合でも、全国の「しんきんキャッシュサービス・コーナー」でお引出しができます。
送金・振込み	当金庫の本支店をはじめオンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定の預金口座へ迅速にお振込みができます。
定額自動送金サービス	一度手続きをするだけで、ご指定の口座から自動的に送金できます。
公金代理収納	所得税、法人税、事業税、住民税、固定資産税、交通反則金、その他国や県及び市の公金の払込ができます。
VISA・JCBカード	ショッピング、食事、レジャーもサイン一つでお楽しみになれます。お支払は後日ご指定の預金口座から。
貸金庫	大切な預金証書、株券、権利書、貴金属などを金庫室で安全に保管し、盗難・災害などの不慮の事故からお守りします。
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、割引国債、個人向け国債を取扱っております。
保険の窓口販売	がん・医療・傷害・学資・個人年金保険・住宅ローン専用火災保険を取扱っております。
両替	円からドルへ、ドルから円へ。海外旅行にお役立ていただけます。
ア ン サ ー サ ー ビ ス	振込・取立入金内容のご通知、ご預金の残高のご照会などを電話やファックスでお知らせするサービスです。
外 国 為 替 外 貨 預 金	外国への送金、また、外貨預金・インパクトローンなど信金中金を通じて取扱っております。
抵 当 証 券	しんきん抵当証券(株)を通じて取扱っております。
情 報 サ ー ビ ス	地域の産業、特産品、地域振興、観光、イベント等に関する全国の情報をお届けしております。
インターネット及びテレホンバンキングサービス	残高照会・入出金明細照会・取引履歴照会・資金移動取引・定期預金取引・Eメール通知サービスがお手持ちの携帯電話やパソコンでどこからでもご利用できます。
でんさいネット	手形・振込に代わり電子記録債権として全国ネットワークで決済できます。

地域社会の繁栄と活性化をめざして

○当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、主要営業地域である小矢部市を中心に地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、福祉、スポーツといった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

1. 預金積金に関する事項（地域からの資金調達状況）

当金庫の26年3月末の預金積金残高は49,222百万円です。お客様からお預かりした大切な預金は、みなさまから信頼をいただいている証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。なお、取り扱っている商品については、当金庫ホームページ「当庫のご案内」預金業務または、2014年版ディスクロージャー誌の50ページをご覧ください。

2. 貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給状況）

お客様からお預入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。

中小企業に対しては、設備資金に2,938百万円、運転資金に8,844百万円をご融資しております。また、個人のお客様には住宅関連資金に5,194百万円、消費資金関連に789百万円、その他762百万円をご融資しております。26年3月末の貸出金残高は18,528百万円、預金積金に占める貸出金の割合は37.64%です。

また、国及び県の景気対応緊急保証制度や小矢部市の商工業振興融資、年末融資制度を取扱いしております。

3. 取引先への支援等（地域との繋がり）

当金庫は、景気が低迷している現在、業績低下に苦慮しているお客様に親身になって相談し、業績、財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い、打開のための改善策、経営改善計画書へのアドバイスをするなど、金銭面だけではなく、生きた支援を心掛けております。

また、平成21年12月4日に「中小企業金融円滑化法」が施行されたことにより、当金庫では中小企業・住宅資金借入者から債務の弁済に係る条件変更等の相談を受けた場合には、きめ細く真摯に対応を図り積極的に取り組んでおります。平成26年3月31日現在の条件変更等の実施状況は当金庫ホームページで開示しておりますのでご覧ください。

4. 貸出以外の運用に関する事項

世界的な金融危機から国内は不況によるデフレ経済へと進行する中、余資運用について安全性第一として慎重な運用に取り組みました。その結果、有価証券の期末残高は前期末比1,186百万円増加して24,957百万円となりました。預け金の期末残高は前期末比97百万円減少して10,938百万円となりました。余資運用残高は35,995百万円です。なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けております。

*余資とは有価証券、預け金等のことをいいます。

5. 平成25年度決算に関する事項

当金庫は地域密着型金融の推進を図り、中小企業金融円滑化法に基づく取扱や経済変動対策緊急融資制度等の取扱に積極的に取り組むとともに、一層の経営の合理化・効率化を推進しました。結果、232百万円のコア業務純益、当期純利益138百万円を計上する決算となりました。今後も、積極的な業務展開と安定的な収益確保により、「安心と信頼」のさらなる向上に努めてまいります。

会員数：4,076人 出資金残高：154百万円 コア業務純益：232百万円 当期純利益：138百万円

自己資本比率：16.13%

6. 地域貢献の体制

常勤役員数：57人 店舗数：4店

7. 文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化活動

- ・ 各種団体及び取引先の写真・絵画等を営業店のロビーで展示してご好評をいただいています。
- ・ 信栄会（福町支店）、信友会（中央支店）講師を招いての講演会を開催しています。

(2) 環境への取り組み

- ・ 暴力追放富山県民大会への出席し、反社会的勢力の排除に努めています。

(3) 福祉活動

- ・ 年金友の会（会員数26年3月末2,044名）当金庫にて年金をお受け取りになられるお客様が対象になります。旅行を年1回開催しております。
- ・ 「ふれあいクラブ」年金受給口座を当金庫指定の方に会員証を発行し、提携している旅館・園芸店等での割引利用ができます。
- ・ 北陸地区信用金庫協会による「東日本大震災に係るボランティア活動」に参加しております。

(4) 地域行事への参加

- ・ 小矢部ライオンズクラブ・小矢部市企業協会・小矢部市観光協会・小矢部市商工会青年部・小矢部青年会議所に当金庫役職員が地域社会の一員として参加し、地域社会の繁栄と活性化にお手伝いしています。
- ・ 毎年恒例の「リバーサイドフェスティバル」に参加しております。他にも、各地域の祭り等いろいろなイベントのお手伝いをさせていただいています。

(5) スポーツ振興への支援

- ・ 寄贈した小矢部市スポーツ振興基金により市民マラソン大会などスポーツ振興を支援しております。
- ・ ゲートボール大会 町内会別対抗戦年1回開催しております。
- ・ 石動信金グリーン会（会員数70名）年3回開催しております。

(6) 寄付

- ・ これまで機会をとらえて、スポーツ振興基金への積み増し寄贈、城山公園整備に係る寄贈、社会福祉法人の清楽園、ほっとハウス千羽、溪明園、（財）日本赤十字社、（財）富山県暴力追放運動や火牛まつり等地域のイベントに寄付しております。
- ・ 平成25年10月あいの風富山鉄道に係る、富山県の並行在来線安定化基金に寄付をしました。

8. 地域密着型金融の取り組み

平成25年度の事業計画に基づく「地域密着型金融」の諸施策について、役職員が一丸となり積極的にその推進に取り組んでまいりました。その結果、全体的としては概ね順調な推進を図ることができました。

当金庫では、地域社会との共存共栄を目指す地域金融機関としての公共的使命に徹するとともに、持続的発展が可能な地域社会づくりをめざし、(1)ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化、(2)事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底、(3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献、について恒久的に取り組んでおります。以下は25年度における取り組み状況です。

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

① 創業・新事業支援

事業計画の重点施策において、「ライフサイクル等に係る情報収集に努め新規開拓、深耕開拓に成果を上げる」とし、融資推進を中心とした行動計画のもと、創業・新事業支援を含む新規開拓に積極的に取り組みました。その結果25年度中に創業・新事業支援に係る融資実行は、2件、91百万の実績がありました。

② 経営改善支援

イ. 債務者区分のランクアップ

9先をランクアップ見込先を選定するとともに、経営改善支援先45先選定しました。お取引先との共通認識のもと債務者区分のランクアップに積極的に取り組みました。その結果、2先がランクアップ(その他要注意先から正常先へ1先・破綻懸念先から正常先へ1先)となりました。

ロ. 要注意先以下の債権の健全化

債務者区分が、その他要注意先・要管理先、破綻懸念以下の先について、整理改善方針を作成し営業店と本部が共通認識を持ち、整理改善指導を図りました。

ハ. ビジネスマッチングへの支援

北陸地区信用金庫協会が主催する「ビジネスフェア」に参画し、取引先企業の販路拡大等ビジネスマッチングの機会提供と支援を行いました。その結果、お取引先の2企業が出展されました。出展した2企業は32企業と商談しました、その結果1件商談が成立しました。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

① 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

イ. 経営サポート資金の取扱

21年6月に担保・保証に過度に依存しない金庫独自の商品として「経営サポート資金Ⅱ」を発売しました。25年度中における実績は、16件、9,096万円となりました。

ロ. 富山県中小企業家同友会ローンの発売

20年12月に富山県内の信用金庫が連携し、同友会の会員皆様を応援する会員向けローンを発売しました。同友会会員が少ないことから、未だお取扱いはありませんが、引続き利用を勧めてまいります。

② 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

イ. 目利き力、審査機能の強化に向けた人材育成

人材育成は事業継続の根幹をなすものであり、これまでも外部派遣研修、通信研修等を実施し能力の向上を図っております。リレーションシップバンキング以降は特に、取引先の支援や経営改善指導を的確に行える「目利き力」等の向上に力点を置き人材の育成強化に取り組んでおります。

- ・25年度教育訓練計画に基づき、北陸地区信用金庫協会主催の研修に17講座18名(延べ52日間)が参加しました。
- ・また、富山県信用保証協会の研修に3名(延べ3日間)が参加しました。
- ・その他、地域密着型金融に関する研修・会議・説明会等に積極的に参加し、情報収集や情報交換等を行いました。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な「面」的再生への取組み

イ. 情報機能やネットワークを活用した取組み

- ・全国信用金庫協会、信金中央金庫からの「地域活性化情報」、「ビジネスマッチング情報」、「景気動向調査」、「経営情報」等による情報を店頭、渉外活動を通じて積極的に取引先に提供しました。
- ・商工会と「商工会員エールローン」の推進、新入会員の紹介、連携事業等についての情報交換を行い連携強化を図りました。
- ・地域密着型金融に関する研修・会議等に積極的に参加し、情報の収集を図りました。
- ・小矢部商工会より講師派遣にて、講演会を実施しました。(福町支店) H25.10
- ・富山県内の観光と産業の振興を図るため、富山県と県内7信用金庫及び信金中央金庫で観光・産業振興に関する協定を結びました。

ロ. 富山県警察と県内7信用金庫が、サイバー犯罪に対する共同対処を実施する協定を締結しました。

② 地域活性化につながる多様なサービス

イ. 会員・顧客の利便性向上への取組み

社会的なニーズ、会員・地域住民のニーズを的確に把握し、適時適切な施策に取組み、地域の活性化と会員・地域住民の負託にこたえていくこととしました。

- ・25年5月 利用者満足度向上に係るアンケート調査の実施しました。
- ・25年5月 債務者区分ランクアップ見込先の選定をしました。
- ・25年6月 信用金庫の日にあわせ富山県信用金庫協会の収集ボランティアとしての古切手収集品を県ボランティアセンターへ贈呈しました。
- ・25年10月 共同加盟信用金庫間における自動機での通帳記帳取引相互開放の提携先の拡大。
- ・25年12月 年末資金繰り「休日金融相談窓口」の開設をしました。(12月14、15、22、23日)
- ・26年2月 経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応できる態勢を整備しました。

ご利用者の満足度の向上にかかるアンケート調査の結果について

当金庫では、金融庁の「金融改革プログラム」の公表を受け、平成18年6月よりご利用者の満足度の向上にかかるアンケート調査を実施し、お客様の意見を経営に反映すべく取り組んでおります。

平成26年度もより一層の金融サービス向上に取り組むにあたり、地域の皆様の貴重なご意見をお伺いし、それを業務に生かすことを目的としてアンケート調査を実施させていただきました。調査は114名のお取引先にお願ひし、100%の回答をいただきました。ここに、その結果につきまして、お知らせします。

なお、いただきました貴重なアンケート調査結果は業務に反映していく所存であります。

利用者満足度の向上に係るアンケート調査集計表

(平成26年5月調査実施)

アンケート項目		満足	やや満足	やや不満	不満	来店していない・訪問がない
1.	言葉づかい、挨拶はきちんとできていますか。	100	13	1	0	/
2.	店内の雰囲気はいかがですか。	64	26	2	0	22
3.	来店いただいた際の待ち時間はいかがですか。	71	22	1	0	20
4.	訪問させていただいた際の時間や約束事を守っていますか。	97	16	0	0	1
5.	商品内容等の説明はいかがでしたか。	77	34	3	0	/
6.	相談、ご質問について誠意をもって対応していますか。	93	21	0	0	/
		当金庫で借る	他行で借る	予定無し	/	
7.	お客さまがお借入される場合にはどのようにお考えですか。	65	0	49	/	

※アンケートに回答いただいた合計 114件 回答率100%

総代会制度

(1) 総代会とは

総代会の機能について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員1人1人の意見を最大の価値として、会員・お客様自らの自己実現と経済的価値だけではなく文化的、社会的価値も重視した地域社会の実現を目的として限られた地域で金融サービスを提供する地域に根ざした協同組織金融機関です。このことから、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数から全会員による総会の開催は事実上不可能ですので、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は当金庫の会員の中から定款に定める方法によって適正な手続きにより選任された総代により運営され、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高議決機関です。従って、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映される仕組みになっています。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の業務活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。

(2) 総代とその選任方法

総代とその選任方法

総代の任期・定数

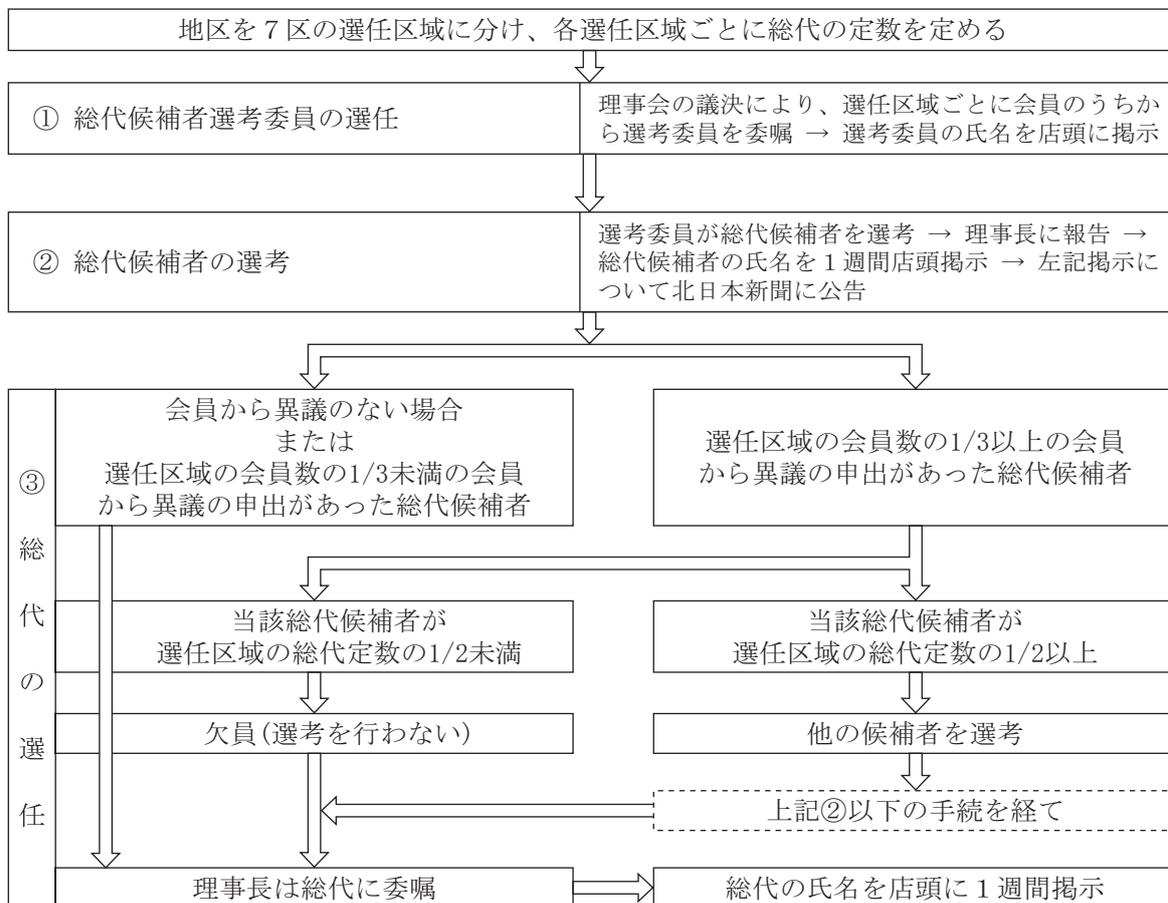
- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は70人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。

総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(下記の(4)を参照)に基づき次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
- ② 総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
- ③ 総代候補者を会員が信任します。(会員は異議があれば異議申立をすることができます)

(3) 総代選任の流れ



(4) 総代候補者選考基準

1. 資格要件

当金庫の会員であること

2. 適用要件

- ・ 総代として相応しい見識を有していること
- ・ 良識をもって正しい判断ができる人であること
- ・ 地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること
- ・ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い人であること
- ・ 行動力があり、積極的な人であること
- ・ 人格、見識に秀れ、当金庫の発展に寄与できる人であること
- ・ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する人であること

(5) 総代の氏名

(順不同・敬称略)

第一区	大家 忠雄	吉田 与晴	田地 耕陽	桜井 孝一	吉竹 節男	木場谷 勇
	坂田 猛	坂田 治夫				
第二区	嶋 昭男	鷲 隆成	荒井 利文	松岡 宗里	辻倉 正	鍋島 正
第三区	福嶋 清	上埜 孝	加納 暁	中村 吉成	新明 政夫	浅野 彰
	山田 皓也	前島 修				
第四区	中川 昭人	山科 陸夫	岩田 豊	萩沢 俊雄	宇治山直明	
第五区	中谷 友治	八谷 宏	海木 保夫	石田 清一	水野 明	屋敷 良雄
	米永 敏弘	本多 直樹	林 説則			
第六区	村中 邦夫	野手 弘	白井 義昭	村西 更新	松本 太	石尾 太八
	宗田 茂	津田 輝雄	片山 俊一	渋谷 武	上保 久光	高田 進
	宮田 健吉	吉田 和雄	中嶋 秀明	八嶋 茂雄	前田 智嗣	多田 哲雄
	棚田 等	砂土居武義	杉谷三喜雄	中西 順一	柴田 昭治	山川 勝秋
第七区	石浦 平治	谷崎 二郎	川合 英夫	中田 文人	中谷 進	杉本 誠二
	山岸 宏	前田 和人				

(6) 第66期通常総代会の報告事項及び決議事項 (平成26年6月16日開催)

報告事項

第66期 業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分(案)承認の件

第2号議案 理事1名補充選任の件

第3号議案 退任理事に対する退職慰労金(死亡弔慰金)贈呈の件

この1年の主なできごと

25. 4. 1 優遇型変動金利定期預金(メルヘンアップ)の取扱期間延長しました。
25. 4. 1 マイカーローンの優遇金利扱の取扱期間延長しました。
25. 4. 1 優遇金利扱い固定金利特約型住宅ローンの取扱期間延長しました。
25. 4. 1 退職金専用定期預金の取扱期間延長しました。
25. 4. 1 優遇金利扱いの「リフォームローン」の取扱期間延長しました。
25. 4. 1 「経営サポート資金Ⅱ」の取扱期限延長しました。
25. 6.17 優遇金利定期預金を発売しました。
25. 6.19 第65期通常総代会を本店3階ホールにおいて開催しました。
※第65期決算が原案どおり承認されました。
25. 7. 1 傷害保険付定期積金「安心たまる君」を発売しました。
25. 9.25 富山県内の観光と産業の振興を図るため、富山県と県内の7信用金庫および信金中央金庫で観光・産業振興に関する協定を結びました。
- 25.10. 1 「子育て応援定期預金」「子育て応援定期積金」を発売しました。
- 25.10. 1 しんきんきゃっする500カード・シルバーきゃっする(信金ギャランティ(株)付保)の取扱いを開始しました。
- 25.10. 1 信金大阪共同事務センター事業組合が、一般社団法人しんきん共同センターと組織統合しました。
- 25.10. 9 あいの風とやま鉄道に係る、富山県の並行在来線安定化基金に寄付をしました。
- 25.11. 8 しんきんビジネスフェア「北陸ビジネス街道 2013」に開催参加しました。・出展企業2社(北陸3県で326企業団体)
- 25.11.19 県内7金庫が保有するサーバ類の合同移設に関する合意協定書を取り交わしました。
- 25.11.25 優遇金利定期預金を発売しました。
- 25.12.14 年末資金繰りに対応のため「休日金融相談窓口」を設置しました。
26. 1. 6 県協「マイカーローン」統一キャンペーンにより優遇金利での取扱を開始しました。
26. 1.31 富山県警察と県内7信用金庫がサイバー犯罪に対する共同対処を実施する協定を締結しました。
26. 2. 3 「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ本ガイドラインを自発的に尊重し、遵守する態勢としました。
26. 2. 3 しんきん保証基金付「無担保住宅ローン、リピートプラン(無担保住宅ローン)、シニアライフプラン」の取扱いを開始しました。
26. 2.24 しんきん傷害保険付定期積金を発売しました。